

平成29年第3回防府市議会定例会会議録（その5）

○平成29年9月12日（火曜日）

○議事日程

平成29年9月12日（火曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 3 一般質問
-

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員（24名）

1 番	曾 我 好 則 君	2 番	石 田 卓 成 君
3 番	牛 見 航 君	4 番	藤 村 こ ず え 君
5 番	宇 多 村 史 朗 君	6 番	和 田 敏 明 君
7 番	田 中 健 次 君	8 番	清 水 浩 司 君
9 番	田 中 敏 靖 君	10 番	山 本 久 江 君
11 番	山 田 耕 治 君	12 番	久 保 潤 爾 君
13 番	河 村 孝 君	14 番	橋 本 龍 太 郎 君
16 番	上 田 和 夫 君	17 番	行 重 延 昭 君
18 番	河 杉 憲 二 君	19 番	安 村 政 治 君
20 番	高 砂 朋 子 君	21 番	山 根 祐 二 君
22 番	三 原 昭 治 君	23 番	清 水 力 志 君
24 番	今 津 誠 一 君	25 番	松 村 学 君

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

市 長 松 浦 正 人 君 副 市 長 村 田 太 君

教 育 長 杉 山 一 茂 君 代 表 監 査 委 員 中 村 恭 亮 君
総 務 部 長 末 吉 正 幸 君 総 務 課 長 松 村 訓 規 君
総 合 政 策 部 長 熊 野 博 之 君 生 活 環 境 部 長 岸 本 敏 夫 君
生 活 環 境 部 理 事 大 田 稔 君 健 康 福 祉 部 長 林 慎 一 君
産 業 振 興 部 長 神 田 博 昭 君 土 木 都 市 建 設 部 長 友 廣 和 幸 君
入 札 検 査 室 長 内 田 和 男 君 会 計 管 理 者 山 内 博 則 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長 中 谷 純 一 君 監 査 委 員 事 務 局 長 平 井 信 也 君
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 賀 谷 一 郎 君 消 防 長 田 中 洋 君
教 育 部 長 原 田 みゆき 君 上 下 水 道 局 長 河 内 政 昭 君

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 岩 田 康 裕 君 議 会 事 務 局 次 長 栗 原 努 君

午前10時 開議

○議長（松村 学君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（松村 学君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。5番、宇多村議員、6番、和田議員、御兩名にお願い申し上げます。

一般質問

○議長（松村 学君） 議事日程につきましては、昨日に引き続き一般質問でございます。よろしくお願いたします。

これより質問に入ります。最初は、18番、河杉議員。

〔18番 河杉 憲二君 登壇〕

○18番（河杉 憲二君） おはようございます。「自由民主党清流会」の河杉でございます。通告に従いまして質問させていただきます。

今回は聴覚障害者対策と、それから認知症の対策についてでございます。執行部におかれましては、前向きな答弁、よろしくお願い申し上げます。

まず、聴覚障害者対策についてでございます。

防府市には、聴覚障害として身体障害者手帳をお持ちの方は、現在、先天性難聴者、中途失聴者、老人性難聴者など合わせて448人となっております。

そして、その方々の主なコミュニケーション手段としては、手話と要約筆記などであり
ます。特に、言語獲得期の7歳までの先天性難聴者には手話が必要とされております。

手話とは、独自の語彙や文法体系を持ち、手や指、そして体の動き、表情などを使いコ
ミュニケーションを図る視覚言語の一つで、その歴史は古く、日本においては約130年
前に京都の小学校で使われたのが最初とされております。

しかし、明治13年にイタリアで開かれた国際会議において、聾教育は読唇と発声訓練
を中心とする口話法を教えることが決議され、それを受け、我が国におきましても、聾教
育には口話法が採用されました。

そして、聾学校においては、口話法が用いられ、手話は事実上禁止されたという歴史が
ありました。

しかしながら、聾者や関係者により、手話はひそかに受け継がれてまいりました。

そうした中、平成18年に国連の障害者権利条約において、非音声言語、つまり手話も
言語であると明記され、平成23年に障害者基本法が改正され、手話が言語に含まれると
規定されました。

そして、改正障害者基本法の第22条第1項には、国及び地方公共団体は、障害者が円
滑に情報を取得し及び利用し、その意思を表示し、並びに他人との意思疎通を図ることが
できるようにするため、情報を提供する施設の整備、障害者の意思疎通を仲介する者の養
成及び派遣等が図られるよう必要な措置を講じなければならないと明記されました。

現在、全日本ろうあ連盟は、国において手話言語法の制定を要望しております。

これには、全国の1,788ある議会全てが、手話言語法の制定を求める意見書を採択
し、また全国市長会、全国都道府県議長会からも法制化を求める意見書が提出されてお
ります。

これに伴い、全国の自治体では、手話言語や障害者のコミュニケーションに関する条例
を制定しようとする動きが広がってきております。現在の条例制定状況を申しますと、聾
者や聾者とかわる人を対象とした手話言語条例が101の自治体、また聴覚障害者や視
覚障害者、知的障害者及び発達障害者など、情報アクセスやコミュニケーションの支援が
必要な障害者を対象とした情報コミュニケーション条例が14自治体であります。

防府市の第四次総合計画まちづくりプラン2020は、障害者福祉の充実の中で、施策
の基本方針として、障害者のニーズに即した地域生活の支援の充実、ユニバーサルデザ
インを考慮した生活環境の整備や心のバリアフリーの推進など、障害に優しい環境づくり
を推進しますとうたわれております。

私は、手話に関しては、手話は言語であるということ認識し、これを普及すると同時

に、市民や事業者、聴覚障害者、行政など関係機関がそれぞれ協働し、幅広い取り組みを推進していく必要があると考えております。

そこで質問ですが、市として聴覚障害者に対して、現在、どのような取り組みをされておられるのか、お伺いします。また、手話通訳が必要とされる方の登録者数が、手話通訳者の数を上回っておると聞いております。これには、聴覚障害者を支えておられる手話通訳者や要約筆記者の確保と養成が急務と思いますが、現在どのように取り組まれておられるのか、お伺いします。

次に、学校教育において、手話の授業を実施しているようですが、現在の取り組み状況についてお伺いします。

最後に、防府市としても、この際、聴覚障害者の福祉向上のため、手話言語条例または情報コミュニケーション条例の制定をしてはいかがでしょうか。御所見をお伺いします。

以上、4点、お願い申し上げます。

○議長（松村 学君） 18番、河杉議員の質問に対する答弁を求めます。健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 慎一君） 御質問にお答えします。

最初に、聴覚障害者に対する現在の取り組み状況についてのお尋ねでございますが、現在、障害福祉課の窓口には手話通訳者を配置し、聴覚障害者の方からの相談に応じるとともに、市民課や課税課などの窓口へ同行し、手話通訳を行っているところでございます。

また、聴覚障害者の方からメールやファクスでの問い合わせや連絡があった場合には、迅速に対応するように努めており、ハローワークなど、他の行政機関の窓口や病院等へも同行し、支援をしているところでございます。

さらに、市の窓口には筆談が可能であることを示す耳マークを設置し、筆談希望にも応じておるところでございます。

また、市が主催する式典や講演会においては、手話通訳者及び要約筆記者を配置して、聴覚障害者の方にも式典、講演会の内容が伝わるように配慮をしております。

なお、今後、こうした式典、講演会では、6月議会で御承認をいただいたところでございますが、中途失聴者の方や難聴者の方向けの携帯型磁気ループ、集団補聴システムを配備、活用していくよう準備をしておるところでございます。

次に、手話通訳者や要約筆記者の確保と養成についてのお尋ねでございますが、本市では手話奉仕員、要約筆記者ともに、市主催の養成講座を毎年開催しており、手話奉仕員、要約筆記者の確保に努めております。

手話奉仕員養成講座につきましては、平成28年度は18講座、27時間の実技と、

3回、5時間の講義の入門課程に12人の方、22講座、33時間の実技と3回、5時間の講義の基礎課程に10人の方が受講し、そのうち、5人の方が修了され、手話奉仕員として御登録をいただいたところでございます。

手話奉仕員登録後は、主に市内のサークルで活動されており、現在、防府手話同好会には26人の方が、防府手話サークル梅の会にはお子様も含めると27人の方が登録されており、活躍をいただいております。

また、同好会や梅の会と重複登録されている方もおられますが、防府市手話通訳者派遣協会には、21人の方が登録され、聴覚障害者の方の日常生活のコミュニケーションを支援されておられます。

要約筆記者養成講座につきましては、市の主催で開催しているところは、山口県下13市中、本市を含め3市でございますが、本市の講座では、平成28年度は18回、87時間の講座に3人の方が受講されており、そのうち2人の方が修了し、要約筆記者として御登録をいただきました。

登録後は要約筆記者支援団体、要約筆記サークルたまごに登録され、22人の方が活動され、聴覚障害者、特に中途失聴者や難聴者の方の日常生活のコミュニケーションを支援されておるところでございます。

次に、学校教育における手話の授業の取り組み状況はどうかとの御質問にお答えをいたします。

学校では、総合的な学習の時間等において、福祉に関する学習を計画的に行われております。そのうち、手話に関する学習につきましては、平成28年度、市内小・中学校28校のうち、14校で実施しており、聴覚障害者や手話通訳者を外部講師とした体験学習等が行われております。

加えて、クラブ活動において、手話クラブを開設し、継続的に活動している学校もございます。

最後に、手話言語条例または情報コミュニケーション条例を制定してはどうかのお尋ねでございますが、手話言語条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解並びに普及及び地域において手話を使用しやすい環境の構築を行うことを目的としているのに対し、情報コミュニケーション条例は、手話、要約筆記、点字、音訳、代筆及び代読等、日常生活または社会参加を行う場合に必要とされる補助的及び代替的な手段としての情報及びコミュニケーション支援用具等を含め、障害のある人がその特性に応じたコミュニケーション手段を利用しやすい環境を構築することを目的にしているものでございます。

いずれの条例も、障害のある人もない人も分け隔てられることなく理解し合い、お互い

に一人ひとりの尊厳を大切に、安心して暮らすことのできる地域共生社会を実現することを目指しているものでございます。

議員御紹介のとおり、平成18年に国際連合で採択された言語には、手話その他の形態の非音声言語が含まれるとする障害者の権利に関する条約を、日本は平成26年1月に批准し、この条約の趣旨を反映して改正された障害者基本法においては、全ての障害者に可能な限り、手話を含む言語、その他のコミュニケーションのための手段についての選択と利用の機会が確保されることが求められると規定されております。

本市といたしましても、聴覚障害者の方へ配慮した環境の整備は、全ての人が互いに人格を尊重し、支え合いながら生きる地域共生社会の実現に向けた大変重要な取り組みであると認識しており、他市の条例を参考に、鋭意検討をしてみたいと存じます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 18番、河杉議員。

○18番（河杉 憲二君） 御答弁ありがとうございました。それでは、再質問なり要望なりをしてみたいと思っておりますが、まず、聴覚障害者の方々の日常生活で困っている事案を少し申し上げますと、例えば銀行やそれからお店に行かれたときに、なかなか筆談ではわかりにくいという方がいらっしゃいます。

それから、地域での行事や祭り事等々で交流も図ってみたいと、こういうふうな考えの方もいらっしゃいますけれども、なかなか近所で手話ができる人がいらっしゃらないということで、足がすくんでしまうという方もおられるようでございます。

それから、学校におきましては、例えば、ほかの保護者の方々や先生方との、親としての情報交換をしたいけれども、なかなか手話等ができないということで、その輪に入れないというような話も聞いております。

特に大事なのが、病院関係でございまして、体調が悪くなって、病院に行くときは、なかなか自分の体調をどういった形で先生にあらわしていくのかという、こういうことが非常に難しいということで、これは通訳者の方がどうしても必要だと、こういうふうな話もございまして。

そして緊急時、台風とか地震等々の緊急時におけるサイレンとか、それから緊急放送などの音声情報というのがなかなか聞き取りにくいということで、わからないということで、特に台風とか来て、夜停電になってしまうと、耳も聞こえないし、目も見えないし、とにかくおろおろするばかりだというような状況もあるようでございます。

こういった生活の中で、少しでも解消していかなければならないと、実はこのように思っておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思っております。

それで、先ほど市の窓口対応の話で、手話の方を配置して、その人が各課に連れて歩くと、こういうふうに御答弁がございましたけれども、ちなみに市の職員で手話ができる方、何人おられるか、把握されておりますでしょうか。

○議長（松村 学君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 慎一君） お答えいたします。

先ほど申しましたように、障害福祉課窓口到现在嘱託職員を1名雇用して、在籍をしておるところでございます。

本来はこれは2名なのでございますが、退職により欠員が生じていまして、10月からもう1人採用する予定で、今準備を進めておるところでございます。

あと、市の正職といいますか、市の職員につきましては、過去に養成講座等に通った職員もおるようでございますが、なかなか実践を積まないというので、現在、実際にできるほどの技量を持った者はいないように聞いております。

○議長（松村 学君） 18番、河杉議員。

○18番（河杉 憲二君） ありがとうございます。現在1名ということで、10月に1人募集をかけて採用すると、2人ということになるんですけれども、できれば、ちょっと少ないのかなと思いますので、例えば研修とか、先ほどちょっと部長答弁ございましたけれども、養成講座に通われながら、少なからず、簡単なコミュニケーションでいいと思うんですよ。窓口で例えばそういった市民課だけでなく、ほかの課に行かれても、特に福祉課とか、そういうところが多いかと思っておりますけれども、そこで簡単に、ちょちょっとコミュニケーションできるだけでも安心できると思うんですよね。ですので、できましたら、その程度はできるぐらいの養成をしていただければなど、これは当然忙しいのはよくわかりますので、また手話自体も1回2回じゃ、なかなか覚えきらんというのがありますので、その辺のところはぜひともよろしくお願ひしたいと、このように思います。

近年、実は障害者を取り巻く法整備がかなりされてきておりまして、先ほど申し上げましたけれども、23年には改正障害者基本法が、当然、施行されまして、また平成25年には障害者総合支援法が、これ施行されております。また、昨年28年には障害者差別解消法が施行されておりまして、こういった取り巻く法整備がかなり進んできておりまして、そうすると、全日本ろうあ連盟が要望しております手話言語法も、近い将来整備される可能性は高いと、実はこのように思っております。

そうすれば、そのときやっぱり自治体としては、それなりの対応もやっぱりしていかなければならないと思います。そうすると、当然手話通訳者や要約筆記者などはより必要になってくるのではないのかなと、そういった観点から、この講座というものに、ちょっと

注目して、養成について注目したわけですが、ちょっとちなみに、いつごろからこの講座を始められて、それから今後ともこの講座を継続されるのかどうなのか、ちょっとその辺のところをお伺いします。

○議長（松村 学君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 慎一君） お答えをいたします。

手話奉仕員の養成講座のほうでございますが、平成11年度から開始をいたしております。要約筆記者の養成講座については、平成25年度から開始をいたしておるところでございます。

今後ですけれども、今言われたように、障害者に対する皆さんの理解も大変深まってきておまして、需要も大変増えております。実際に足りないというような声も聞いておりますので、今後も継続して養成して、増員に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 18番、河杉議員。

○18番（河杉 憲二君） ありがとうございます。ぜひともこの講座、いわゆる養成するための講座というのは続けてほしいなと思っておりますし、同時に、なかなか同時通訳となれば、ある書物によりますと5年ぐらいかかるらしいです、本格的にやろうとすれば。最後はちょっとそういった試験等々もあるようでございますので、そこまでやるかどうか別問題として、やっぱり手話を普及するという、また聴覚障害者の理解を求めるという意味では、この講座を広げていくのが一番いいのかなと、このように実は思っておりますので、お願い申し上げます。

それから、そういった手話関係者ですよね。先ほど答弁のございました支援団体の方々についてですけれども、この方々の支援について、ちょっとお伺いするんですけれども、かかりやすい特有の疾病もあるようでございますが、この方々の支援については、どのように取り組んでいらっしゃいますか、現在。

○議長（松村 学君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 慎一君） お答えをいたします。

手話通訳者の方がかかりやすい疾病ということで、いわゆる頸肩腕症候群というものがございます。これについては、早期発見、早期治療が重要ですので、障害福祉課配置の手話通訳者につきましては、毎年頸肩腕症候群の検診を受診させておるところでございます。

また、平成27年度から手話通訳者等の派遣業務をいたしております防府市手話通訳者派遣協会の皆様方につきましても、毎年1人か2人程度ではございますが、順番で検診の

受診をいただいております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 18番、河杉議員。

○18番（河杉 憲二君） ありがとうございます。いずれにしても、こういった方々の支えがなければ、やはり聴覚障害者の方々の日常生活にも支障を来すわけでございますので、ぜひとも市としても、この方々のスキルアップにつながるような、また活動しやすいような環境整備というのも必要だろうと思っておりますので、よろしくをお願いします。

次に、学校教育における取り組みですけれども、先ほど平成28年度は28校中、14校が総合学習の中で取り組んでおられると、こういうことでございましたが、授業時間というのは、1時間なんですか、その辺のところどうなんでしょうか。

○議長（松村 学君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 答えします。

授業時間、総合的な学習の時間ですと、年間大体70時間から105時間で各学校扱っておりますが、その中で手話に限定するというふうなことではなくて、いわゆる障害者に対してどのようにというふうな、あるいは教科では例えば国語の時間でそういうふうな教材が出てきたときに、1時間ないし2時間ということですので、この題材に対して何時間、手話に対して何時間とか、そういったものではございませんが、大体1日総合的な学習でやるときは、半日時間を当ててこうした勉強をするというふうなことをやっているかと思えます。

ただ、クラブ活動では年間を通じて、1週間では1時間ですが、年間30時間から35時間ぐらいはそうした勉強をしているところもございます。（後刻訂正発言あり）

以上です。

○議長（松村 学君） 18番、河杉議員。

○18番（河杉 憲二君） ありがとうございます。私はやはりこういった聴覚障害者の理解と、それから手話の普及については、子どものときからそういった形で触れ合いさせるとというのが、非常にいいことだと思っております。

それで、具体的に、今授業内容をお伺いしたのですけれども、生徒さんの反応と、それから学校としての評価をどのようにされておりますでしょうか。

○議長（松村 学君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 答えします。

生徒の反応と私どもの評価でございますが、今申しました総合的な学習の時間、いわゆる手話についての調べ学習、さらには聴覚障害者の方、そして手話通訳者の方をお招きし

てのお話を聞く、さらには子どもたちが実際に手話を使って挨拶等をしてみるとか、あるいは中には全校合唱とか、そうしたところで手話を取り入れての合唱、そうした表現活動をする、そうした取り組みをしています。

そうした中で子どもたちの反応ですが、難しいと思っていたけれども、自分もできてよかった、そういう喜び、さらにはもっと手話を使ってみたい。あるいは手話を身近に感じるようになった。そうした感想。そして、自分がこの手話を使うことによって、耳の不自由な方にお手伝い、お役に立ちたい、そうした意見を持つ者も出てきております。

私ども、こうした取り組みの評価でございますが、子どもたちが手話を学ぶということは、先ほどから言われています障害者理解だけでなく、子どもたちの心の教育につながるものと捉えております。障害を持たれた方、さらには障害のない者が、ともに学ぶ社会を実現する、そうした重要な視点と申しましょうか、そうした視点においても大事な取り組みだと認識しております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 18番、河杉議員。

○18番（河杉 憲二君） ありがとうございます。それぞれ学校において、授業の時間、半日程度、それぞれ趣向を凝らした形で取り組んでおられるということですがけれども、28校中14校ということで、半分ぐらいいかなということでございます。多いのか少ないのかよくわかりませんが、他市の状況をちょっと調べてみたんですけれども、神奈川県相模原市の大野台小学校というところがございまして、これは対象は1年生、2年生、181人に手話を生活科の中の授業で行っております。実施時期は1月から2月に行っております、授業の取り組みはどういうことかという、入学式に新1年生に対して手話で校歌を歌うということをやっております。これは毎年行っているそうでございます。

成果といたしまして、入学式で校歌を手話で歌うので、自分たちの校歌の内容を知り、誇りに思えた。それから、2年生が1年生を教えることで、先輩としての気持ちがより高まったと。また、1年生は入学したのがちょうど1年前でございますので、そのころを思い出して、自分たちが新1年生の前で手話で校歌を歌えるということについて、成長した自分に気づいたというような評価がされておりました。

ほかにも大和市の小学校では、全校児童が年3回の音楽朝会という、朝の音楽会をやっているようでございますが、そこで2曲並びにそういった形で全員で曲を歌いながら手話をする。また、6年生のお別れ式というのがありまして、そのときに送り出すときに、校歌で在校生が6年生を送り出すと、こういった取り組みもしております。

それから、中学校においては、これはおもしろいなと思ったんですけれども、横須賀市

の中学校では、全校生徒でAKB48の「365日の紙飛行機」、これは、ちょっと読みますと、歌詞が非常にいいらしくて、いわゆる意味を知らながら歌を歌い、ということが理解できたようでございます。

このような、歌から入ると、非常に子どもたちも取り組みやすいと、こういったことでございまして、またこれらの指導に当たっては、先ほど答弁もございましたけれども、聴覚障害者の方と通訳者の方、それから先生と一緒に指導されておられるそうでございますので。ですのでやはり、そういった形で進むと非常に効果があるのかなと、このように思っております。

それから、千葉県は、実は県で条例を制定しておりまして、千葉県の県教委がこういった学校における手話言語等推進研修というものを作成しております。これを読みますと、いわゆる条例の第12条に、学校における手話等の普及ということが条例でうたわれておりまして、「教職員の手話等に関わる専門性の向上に関する研修等に努めるものとする」と。それともう1点は、「学校の設置者は、手話等に関する児童及び生徒の理解の促進に努めるものとする」、こういった形で、教職員にも手話の研修を時々行ったりもしているようでございます。

教育現場の先生方も、実は最近相次いで、学習指導要領の改訂などなど、仕事量も増えておりまして大変だと思いますけれども、やはり子どもたちから聴覚障害者の方々と接して、また伝達方法の手段として手話を学ぶということは、情操教育にも大変役立つと思います。教育長、何かその辺のところではありませんでしょうか。

○議長（松村 学君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 先ほども申しましたが、こうした手話学習と申しましうか、手話を通じてのそうした取り組みは、障害を持たれた方の理解だけでなく、いわゆる心の教育、議員、先ほど申されました情操教育というものに、大きな力になっていると思います。

私も若いころですが、昭和50年代の終わりごろ、やはり子どもたちと一緒にクラブ活動の時間に、その当時、中学校にクラブ活動という時間がございましたが、手話通訳者の方をお招きして、一緒に時間の中で手話通訳、そしてその当時は、さっきはAKB48の歌と申されましたが、私どもは芹洋子の「四季の歌」を手話でみんな、教員も子どもたちと一緒に、そうした取り組みをしたのを思い出しました。

本当に子どもたちがそうしたものに理解を深めるだけじゃなく、また、もっとお役に立ちたい、あるいは日ごろの教育活動の中でも前向きな取り組みと申しましうか、そういうふう子どもが変わっていったというのを今思い出しました。

今防府市内の学校で14校と申しましたが、確かに手話に関するそうした指導は14校ですが、そのほかにもいろいろな障害に対して勉強する機会を持ってますので、たまたま28年度は14校でしたが、そうした機会というものは、子どもたち、いろんなところで、いろんな形で勉強してますので、必ずやそうしたものが、将来、子どもたち、あるいは社会の役に立てるんじゃないかというふうに思っております。

先ほどもちょっとクラブ活動、年間30から35と申しましたが、今現在は8時間程度に抑えられていますので、申しわけございません。

○議長（松村 学君） 18番、河杉議員。

○18番（河杉 憲二君） ありがとうございます。クラブ活動まで設置していただけるというのは、大変うれしいなと実は思っております、と同時に、私も実は放課後子ども教室で、一番最初に立ち上げたときには、手話講座というのを取り入れて、子どもたちに募集をかけますと、10人ぐらい集まったので、年間18回から20回ぐらいの教室を開いたんですけども、なかなか、最初は来るんですけども、なかなか継続してやるというのが難しくて、最後はちょっと厳しい状況になって、ちょっと悔やまれる時期も実はあったんですけども、やはりそういった何か取り組んでいこうというのは大事だと思いますので、よろしくをお願いします。

この項は、以上終わります、それから言語条例のほうなんですけれども、全国の自治体で、101の自治体が実はございまして、手話言語条例が県では13県、それから市では79市、町では9町が言語条例を制定しております。

また、情報コミュニケーション条例として、14と申し上げましたけれども、県は4県でございます。市区町村で10、このうち約10がコミュニケーション条例の中に、手話言語条例も一緒に抱き合わせで制定している自治体でございます。

全国で初めて言語条例を制定したのが、鳥取県でございまして、2013年の10月に制定されております。

山口県は、実はまだ制定しておりませんが、萩市が2014年に手話言語条例を制定しております、宇部市さんはことし、コミュニケーション支援条例というものを制定しております。

条例を制定した市では、さまざまな実は取り組みをされております。鳥取県では、全国高校生手話パフォーマンス甲子園というのを取り組んでおりました。また福島県の郡山市では、医療機関への普及ということで、それと災害対策、それに関係するところに、とにかく手話を覚えてほしいという取り組みをされております。

それから京都市、それから伊勢市等におきましては、観光のおもてなしとして手話を取

り入れながら、聴覚障害者に対する観光のおもてなしをされておると。こういった取り組みもされております。

条例というのは、つくったからには実行していかなければならないという観点だろうと、このように思っております。

私は、これいいなと思ったのが、兵庫県の明石市は、手話言語とそれから障害者コミュニケーション条例というのを抱き合わせで制定しております、手話、それから要約筆記、点字、音訳、そのほかの支援ということでやっております。

中身を、こうやって読んだんですけれども、財政上の支援とか、それから協議会の設置などなど、より細かな具体的な取り組みもされておりますので、ぜひとも参考にして考慮願いたいと思います。

全国の市長会も、手話言語法の制定に向けて、意見書を国に提出されておりますけれども、会長であります松浦市長、この条例の制定について、改めて御所見をお伺いしたいと思いますが。

○議長（松村 学君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 全国市長会のお話でしたが、全国市長会では有志市長によりまして、手話の促進に関する勉強会あるいは活動を展開しておられます。私も一応名前を連ねておりますが、私は残念ながら何の活動もできておりません。片言にもならないありがたいとか、自分とかいうぐらいの手話しかできないわけでありましてけれども。

条例化につきましては、先ほど部長が答弁いたしたとおりでございまして、先進地等々のことも視野に入れながら、聴覚障害の方々に少しでも住みやすい生活ができていけるよう、気をつけていきたいと思っておりますし、現にマイクをちょっと調整することで、難聴の方々が非常に聞きやすくなるようなマイクを早速本市でも取り入れて、スピーカーといったほうがいいと思いますが、取り入れていこうというようなことも、今協議をしているところでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（松村 学君） 18番、河杉議員。

○18番（河杉 憲二君） ありがとうございます。いずれにしましても、障害のある人もない人も、ともに理解し、支え合い、そして差別のない、誰もが暮らしやすい地域社会を構築していく必要があると私は思っております。

福祉都市宣言をしている防府市といたしましても、しっかりと福祉行政に取り組んでいくという姿勢を示すためにも、この条例の制定は意義があるものと思っております。条例の制定を要望いたしまして、この項は終わります。

続きまして、2項目めの認知症対策についてお伺いいたします。

厚生労働省の認知症対策推進総合戦略、新オレンジプランによりますと、我が国では現在高齢者の約4人に1人が認知症またはその予備軍であると言われ、高齢化の進展に伴い、認知症の人はさらに増加し、平成24年には約462万人、7人に1人であったものが、平成37年には約700万人、5人に1になると推定されております。

また、警察庁によりますと、認知症の疑いにより行方不明になった人は、平成28年度には1万5,432人となっております。

認知症による徘徊は年々増加し、屋外を徘徊中に行方不明になったり、交通事故で亡くなったり、寒い時期には凍死するケースも増えており、その対策が急務とされております。

防府市もその対策の一つとして、「みまもり（徘徊）SOSネットワーク事業」を平成27年4月より実施しております。この事業は、事前に所在不明になる可能性のある高齢者を、家族から市に登録してもらい、警察に捜索願が出された段階で、警察からの依頼により、市が協力者としてメールサービス登録をされた市民に対し、メール配信をし、協力を仰ぐ事業でございます。

事業をスタートして2年になりますが、現在の状況についてお伺いいたします。

次に、徘徊行動の対策の一つとして、登録された方の靴のかかとにステッカーを張ったかどうかと考えております。徘徊者が外出するときに、ほとんどの人が靴やサンダルを履いて外出します。はだしで外出すれば、逆に目立ってすぐわかります。

そこで、自転車の防犯登録のステッカーのように、靴のかかとの部分に事前登録した番号や自治体名などを印刷したステッカーを張ります。しかも、蛍光色にすれば、夜間でも、車のライトに反射して光るので、より目立つと思います。

そうすれば、徘徊が発生したとき、徘徊者の顔や特徴がわからなくても、履物のステッカーを目印に検索ができ、また、市民の協力も得やすいと思います。御所見をお伺いいたします。

○議長（松村 学君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

まず1点目のみまもりSOSネットワーク事業の現在の取り組み状況についての御質問でございましたが、防府しみまもりSOSネットワーク事業は、平成27年4月に開始したもので、認知症の高齢者の方が所在不明になった場合に、早期に発見するために、家族や警察だけでなく、地域の方々にも御協力をいただき、市のメールサービスにより、協力者に情報提供するものでございます。

徘徊の恐れのある高齢者の方については、写真つきの身体的な特徴などを記入した申請

書により、家族などからの申請があれば、事前登録を行い、警察署に情報提供をしております。

平成29年8月末現在の事前登録者数は81人、男女別では男性が20人、女性が61人となっております。

また、見守りに御協力いただく市民メールの登録者数は7,667人、協力事業所数は105件となっております。

そして、所在不明者に関するメール配信を行った件数でございますが、平成27年度は8件、平成28年度は7件、平成29年度は現在までに2件でございます。合計17件となっており、このうち15件の方々は早期に無事発見されております。

メール配信の効果といたしましては、単に市民の方からの情報が警察署に届くだけでなく、市民の方に認知症への関心や理解を深めていただくことへつながっているものと考えます。

今後も徘徊の心配がある高齢者の方の事前登録及び市民の方や事業所など協力者の登録を一層増やしていくために、あらゆる機会を捉え、事業の周知を図ってまいりたいと存じます。

次に、2点目の徘徊行動の対策の一つとして、認知症高齢者の靴のかかると目立つ色のステッカーを張ってはどうかという御質問でございますが、メールで身体的特徴をお知らせするだけでは、個人を特定するのが難しいわけでございますので、今後、議員の御提案のステッカーを配布し、それを認知症高齢者の方が身につけやすく、また早期に発見しやすい方法などは、非常に有益なことではないかと私も考えております。

先進地の事例、あるいはいろいろなアイデアなどを考えて、検討してまいりたいと、かように考えております。

以上、答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 18番、河杉議員。

○18番（河杉 憲二君） ありがとうございます。事前登録者が平成27年は47名で、現在29年においては81名ということで、かなり実は増えてきておる状況だと思います。

女性が61人、男性が20人ということで、女性の数が多いというのは、ちょっとびっくりしましたけれども。それから市民メールにおきまして、平成27年では6,963人ということで、今答弁がございました平成29年では7,667人、こういうことで700名ぐらい増えております。これは非常にうれしいことだと実は思っております。

ただ、現在、実は認知症高齢者数というのが、3,834人いらっしゃる、こういうふうに言われております。これは実は要介護認定からの数字なんです、認知症が進んで

いけば、いずれ徘徊行動を起こす可能性がある、いわゆる予備軍であると言っていかかもしれないと思っております。

実際、認知症とされてなくても、また登録されてなくても、小さな徘徊行動を起こす方もいらっしゃる、このように聞いておりますので、どうか見守っていただきたい、注視していただきたいと思っております。

それから、ステッカーなんです、徘徊行動の対策として、現在行われているのが、例えばGPS機能がついた端末機を徘徊者に持たせて、位置情報を確認するシステムとか、それからQRコードのシールを体のどこかに張る、例えば爪に張ったりすることや、それからキーホルダー等々を携帯させると。こういったいろんな形で工夫しながら取り組んでいる自治体も結構あるようでございます。

それぞれ問題がありまして、例えば経費の問題とか、それから使用上の問題、運用の問題、また、いかんせん当事者が、例えばキーホルダーとか、シールとか、GPSを持たすのを嫌がったりする場合もあるようでございますので、そういった課題も多分にあるかと思えます。

最近では、ステッカーをかかどに張る事業に取り組もうという自治体も、実は最近増えてきておるようでございます。私も、メール登録をしておりますけれども、何度か行方不明の配信が入ってまいります。しかしながら、メール登録だけの情報内容だけでは、対象者を特定するのは実はなかなか難しい。それらしい人がおられても、見知らぬ人になかなか声はかけづらいものなんです。

ましてや、最近健康ブームと申しますか、健康のために夜1人で歩かれる方、夕方1人で歩かれる方というのは、結構いらっしゃいますので、そうすると、なかなか見分けがつかないというような状況もあります。

そこで、このステッカーなんですけれども、例えば導入したふじみ野市は、導入してから3カ月、事業開始から3カ月で、他市に徘徊して行った人の事件が発生して、それが発見されております。内容を見ますと、シールで市の名前があって、それで番号があって、すぐ市のほうに通報があったそうでございます。

そういった安全確保をするためにも、そういった啓蒙をしていかなきゃいけない。例えば市のホームページとか、広報とか、町内会の回覧とか、そういったさまざまな形でステッカーの存在を周知していったと、このような取り組みをされておられるようでございます。

そこで、ステッカーを靴のかかどに張れば、認知症の方とすぐわかりますし、そのステッカーの番号を見れば、市もしくは警察のほうに連絡すれば、名前と位置がわかるかと思

います。

非常に安く上がりまして、GPS等に比べて安く上がりますし、それから使い方も大変容易で取り組みやすいという事案ですので、ぜひとも考えていただければなど、このように思っております。メール配信と並行して活用すれば、行方不明者の早期発見につながる有効な手段の一つであると、このように思います。

先ほど市長答弁の中におきましては、前向きに検討しますと、こういう答弁をいただきましたので、これを期待して私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（松村 学君） 以上で、18番、河杉議員の質問を終わります。

○議長（松村 学君） 次は、6番、和田議員。

〔6番 和田 敏明君 登壇〕

○6番（和田 敏明君） 会派「改革」の和田敏明でございます。通告に従いまして大まかに2点、まず1点目の防災について質問いたします。

平成29年、今年度ですね、今年の7月5日からの豪雨に伴い、九州北部において多くの被害が発生し、その後も全国各地で集中豪雨などによる被害が相次いでおります。この場をおかりして、被災された方々に心より御冥福、お見舞い申し上げますとともに、1日も早い復旧・復興をお祈りいたします。

さて、私はこれまで防災に限らず、各種事業におけるスクラップアンドビルドの必要性について、議会や委員会で申し上げてまいりました。といたしますのも、これまで行政は、新しく取り組むことは多くありますが、やめるということは非常に少ないように感じておりました。いずれにしましても、このままでは財政を苦しめるだけでなく、本当に必要なものにお金をかけられないのでは、市民の安心・安全を確保できないと思います。

もちろん、新たな取り組みが決して悪いというわけではありません。中には、実際にやってみないとわからないこともございますし、市民のためにと思えど、うまくいかないこともあると思います。

前置きはこのぐらいにして、時間は限られておりますので、今回は最も大切な市民の生命を左右しかねない防災についてお伺いいたします。

近年、天気予報とIT技術、スーパーコンピュータや観測システムなどの進歩により、天気予報をより速く、より正確に伝えるために、天気の数値予報が行われております。また、ビッグデータに関する取り組みも着実に行われており、希望する自治体や個人などに提供するサービスも開始され、自治体の防災情報に利用されております。このように目まぐるしい技術の進歩により、多くの生命や財産が守られていることが想像できます。しか

しながら、災害は減るどころか残念ながら増え続けております。災害が起こるたびに多くの尊い生命や財産が失われているのも、また紛れもない事実です。

本市においても、未曾有の被害となった平成21年7月21日の豪雨災害の体験と教訓を永久に忘れることなく、市は市民との協働により、災害に対する備えを充実・強化し、安全で安心なまちづくりを推進するため、毎年7月21日を市民防災の日として設けております。現在は、当時の教訓を生かし、さまざまな状況を想定し、防府市緊急告知防災ラジオ、防府市防災ファイルの配布やメールサービスなど、各地域においても防災士や自主防災組織、避難場所の設置などを推進されております。今、挙げたもの以外にも、行政としてあらゆる角度から市民の安心・安全を確保しようと努力なされておりますことは承知しておるところでございます。

一方で、土砂災害警戒区域をはじめとする多数のハザードマップを作成され、各戸配布がなされておりますが、このハザードマップを本当に理解されている市民は、果たしてどの程度おられるとお考えでしょうか。

また、つい最近、佐波川流域の2日間の総雨量が365ミリから508ミリに見直されたことにより、佐波川のハザードマップが改定され、浸水区域が大幅に増えておりますが、一方では、同じ佐波川流域にある山間部から発生する土砂災害警戒区域の範囲については、以前のままとなっております。

ちょっと疑問に思うんですが、佐波川に降る雨と山間部に降る雨の総定量は違うのでしょうか。私の考えが間違っているのかもしれませんが、佐波川の浸水区域が大幅に増えるほどの雨が降った場合、当然ながら土砂災害警戒区域も、もっと広がるのではないかと思います。また私が思うに、この防災の取り組みの中で、実際に災害が起こってしまったときに、この言い方は本当に適切かどうかわかりませんが、本当に役に立つのかと思うような取り組みが幾つかございます。

例を挙げますと、これは以前にも苦言を呈してございました海拔表示看板の設置ですが、なるほど、要所、要所の建物には海拔表示看板の設置がなされておりますが、だからどうして下さいということがその看板には示されていないため、津波が予測された場合、海拔何メートルのところまで逃げればよいのか理解できないのではと思っております。

本市としても、現在多発している災害時の情報のとり方や対応などについて、地元説明会あるいは講習会等が行われていると思っておりますが、市民のどれぐらいの方が災害時の対応について理解されているのでしょうか。

ほかにも、同報系防災行政無線はどうでしょうか。先日、大道地区の方から、防災無線が民家から遠くて木々に囲まれた位置にあるため、災害時に聞こえるか不安であると。市

に場所の変更のお願いをしたが、予算がないとの回答が返ってきたとの相談を受け、早速現地確認を行いました。私の目には、なぜここにという場所に設置されておりました。その後市から、設置は自治会と協議のもとで設置したと、議員御存じのとおり、避難が必要な状況になった場合は、サイレンによりお知らせするので問題ないといった内容の回答があったと記憶しております。

同報系防災行政無線は、サイレンだけでなく音声でも市民の皆さんにお知らせするシステムと理解しておりますので、納得いかない私は、改めて設置場所の移動と自治会の納得を得ることをお願いいたしました。市からの回答は、私が考えていたものとは違うというふうにお聞きしております。では、いったい幾らお金をかけてどこまでやれば市民の安心・安全を守れるのか、今備えていることは本当に正しいのか、雲をつかむに似た行為のようにも思います。

しかし、全国各地、世界各国で災害が起こるたびに機能したものは何か、一方で全く機能しなかったものは何か、年々、事例をより細かく調べることが可能であり、体験や教訓を生かすことが可能となりやすくなっていると思います。

そこでお伺いいたします。まず、佐波川のハザードマップが改定されておりますが、佐波川に降る雨と山間部に降る雨の総定量は違うのでしょうか。佐波川のハザードマップと土砂災害警戒区域との整合性についてお伺いいたします。

2つ目に、九州北部で発生した豪雨災害では、以前から砂防ダムの計画はされていたものの、予算がなかった。また、地元住民の合意が得られなかったなどの理由から、一部を除き、起こるべくして起きた災害だったのかもしれませんが。防災のためのハード面を完全にすることは、多額の費用と期間がかかり、とても簡単にできるものではないと思います。

そこで、重要なのがソフト面ではないかと思いますが、現在、災害時の情報のとり方や災害時対応などの防災について、地元説明会あるいは講習会等はどれぐらいの頻度で行われているのでしょうか。

3つ目に、同報系防災行政無線が市内各地に設置してありますが、現時点で市内全域を網羅されていると思われますか。もし思われていないのであれば、増設などの対処をなされないのでしょうか。

最後4つ目に、現在、全国各地で豪雨による災害が多発しており、これからこれまでの取り組みについて、実情に合わないものや、市民の理解を得られづらい、いざ災害が起こってしまったときに、本当に機能するのか、また、明らかに不足しているものと思われるものはありますか。もし不安なり、心配なものがあれば教えてください。

以上4点について、執行部のお考えをお聞かせください。

○議長（松村 学君） 6番、和田議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 防災についての御質問にお答えいたします。

まず1点目の佐波川ハザードマップと土砂災害警戒区域との整合性についてのお尋ねでございましたが、佐波川ハザードマップにつきましては、御承知のとおり、水防法の改正に伴い、国土交通省において平成28年5月30日に指定・公表された浸水想定区域図に基づき、いち早く当該ハザードマップの見直しに取り組み、本年6月には、新たな防災マップ佐波川洪水編として全戸配布いたしましたところでございます。

このたび改定した防災マップ佐波川洪水編における浸水想定区域につきましては、佐波川流域において想定し得る最大規模の降雨により、佐波川が氾濫した場合に浸水が想定される区域のことをいい、2日間の想定総雨量などにより決定されております。

一方、土砂災害警戒区域につきましては、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民などの生命及び身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域をいい、土砂災害特別警戒区域とあわせ、山口県において過去の土砂災害の実績をもとに、山地における高低差、傾斜度、距離などにより決定されるものでありまして、それぞれの災害事象の特徴を勘案し、区域設定条件が定められているものと理解をいたしております。

なお、市では市民の皆様に配布しております、この防災マップ佐波川洪水編をはじめ、土砂災害、津波や高潮、各種防災マップを活用し、地域や家庭において、日ごろから避難場所の確認や避難先までの経路の確認等に役立てていただきたいと考えております。

次に、2点目の防災について地元説明会等はどれくらいの頻度で行われているかお尋ねでございましたが、本市では、毎年、自治会や自主防災組織、また市内事業所などからの依頼により、防災出前講座を開いております。この出前講座は、防災マップ・ハザードマップの見方や避難場所の事前確認、各地域の特性に応じた洪水、土砂災害、地震・津波等の危険性について、早期の自主避難の重要性や避難勧告などの意味について、防災に関するさまざまな内容で行っておりまして、開催回数としましては、3年間の実績で申しますと、平成26年度が31件、27年度が42件、28年度が47件と、年々増加傾向にございます。

また、議員御案内のとおり、本市においては7月21日を防府市市民防災の日と条例で定めておりまして、当日には、特別講演会などを開催するとともに、市内小・中学校児童・生徒から応募をいただいた防災標語の表彰式を行っており、今年度も子どもたちから、防災に関するすばらしい標語を多数いただいたところでございます。

さらには、地域を上げて行う、市総合防災訓練、自治会長などを対象とした自主防災組

織リーダー研修会、小・中学校児童・生徒を対象とした防災出前授業などを行うなど、市民の皆様に対して幅広く防災意識の高揚を図っているところでございます。

次に、3点目の同報系防災行政無線は、現時点で市内全域を網羅されているかのお尋ねでございましたが、同報系防災行政無線は、平成21年4月に供用開始し、屋外拡声子局、いわゆる屋外スピーカーについては、現在市内60カ所に設置しております。この屋外スピーカーにつきましては、毎週行っております定時放送や、年3回行われる全国瞬時警報システム、いわゆるJアラートの情報伝達訓練において、動作確認を行っているところであり、こういった動作確認の際などに、市民の皆様から聞こえづらいという御意見がありましたら、職員が現地確認の上で、スピーカーの増設、あるいはスピーカーの向きの調整、特性の異なるタイプのスピーカーへの変更などを実施しているところでございます。

なお、屋外におけるサイレンの音や音声による情報伝達は、天候などに左右されやすいことから、市では屋外スピーカーのほか、市民の皆様に向け、自動的に避難情報を発信する、いわゆるプッシュ型媒体として戸別受信機、防災ラジオをはじめ、メールサービス、緊急速報メールやエリアメールをいち早く導入しております。

また、防災行政無線で放送された内容を無料で確認できる、防災行政無線テレフォンサービスも導入しているところであり、今年度からはこれらに加え、事前に登録していただいた電話、ファクスに避難情報などを発信するサービスの導入に向けて、現在準備を進めております。

次に、4点目の多発する豪雨による災害事例から、実情に合わない、不足しているものなどはないのかのお尋ねでございましたが、現在、本市では、第四次防府市総合計画において、治山・治水対策の充実を掲げておりますが、近年の農地等の減少により、土地の保水や遊水機能が大きく減少していることから、平成27年度の計画中間見直しの際に、各施策をけん引し、着実に取り組みを進めるリーディング事業として、低地への浸水対策を官民一体となって推進することとしております。

具体的にハード対策で申しますと、雨水貯留浸透施設の普及促進、排水ポンプ場の老朽化対策、雨水排水路の整備に鋭意取り組むこととしておりますが、これらの整備には多額の費用と時間がかかります。このため、ハード対策にあわせ、ソフト対策として、先ほども述べましたような防災意識の高揚や、地域防災力の強化などに資する取り組みを、根気強く続けていくことが重要だと考えております。

いずれにいたしましても、防災の基本は、やはり自分の身は自分の努力で守る自助でありまして、その自助に加え、日ごろから顔を合わせている地域の人々が互いに協力し合いながら、防災活動に取り組む共助であります。この自助、共助と行政が担う総合的な防災

対策などの公助が連携し、効果的に機能すれば、災害被害を減らすことが可能だと考えておりますので、引き続き、御理解と御協力を賜りたいと存じます。

以上、答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 6番、和田議員。

○6番（和田 敏明君） 御答弁ありがとうございます。それでは、順を追って再質問させていただきます。

まず、ハザードマップと土砂災害警戒区域との整合性ですが、これに関しては、私、地震などはともかく、佐波川の豪雨によって起こる氾濫であり、また土砂災害は表裏一体というふうに考えております。あっちはこれ、こっちはあれというのが、私は果たしてそれが市民に理解が行き渡るのかなというふうに懸念しております。というのも、災害が本当に百年に一度とか、例えば今回の508ミリに改定されたのは、本当に千年に一度を想定してとかいうレベルの話になってくると思います。忘れたころにやってくる災害に対して、それを果たして頭の中にずっと入れておくことができるのかなというふうな懸念をしております。

この件については、聞き取り調査の後に確認をしていただいておりますので、多くは何も聞きませんが、ただ、理解面についてはちょっと頭に入れて、今後の対応に役立てていただければというふうに思います。

それと、講習会、かなり増えてきております。本当にありがたいことというふうに思っております。先日ある自治会で、今回、玉祖小学校が避難場所というふうに設置、制定されたようで、なかなか地域の方にいつ理解させるというのが難しいみたいで、夏祭りを利用して、ルートの説明であったり、例えばいろいろ防災維持にこういった非常食があるよとかいう、本当にありがたい講習をしていただいたんですが、なかなか話を聞いている人が少なく、私は一生懸命聞いておりましたが、周りの声に耳を傾けてみると、やはり覚えられないとか、ちょっと難解過ぎるという声がすごい多いんです。確かに私も見て、じゃあこれ50年後に来たときに、これ覚えているかなというような内容だったと記憶しております。

本当に自治会さんの活動はありがたいことですが、以前からちょっと感じておりましたが、先ほどの市長の答弁にもありました、自助力ということがありましたが、私も全く同感で、災害時はもう自助だ、この自助力を上げないと本当に命は守れないというふうに感じております。今から、今後、講習会等で、もう少し自助力を上げてほしいというようお願いであったり、そういった講習というのは開催される予定があるのでしょうか。また、現在開催されているのであれば、その内容もちょっと教えていただければありがたいです。

○議長（松村 学君） 総務部長。

○総務部長（末吉 正幸君） 御質問にお答えいたします。

今御紹介いただきました、各地域での出前講座であったりとか、あと防府市独自に他市にさきがけて各学校でも高等専門学校と連携しながら防災事業というのを鋭意、どんどん広げて行っております。その際にも、当然、今議員おっしゃったような自助力というようなものを訴えていきたいと思っておりますし、実は、今の防府市の出前講座の特徴は、市の職員だけでなく、自主防災組織の支援協力員ということで、現在そういう活動を主にたくさんしていただいている方2名いらっしゃるんですけど、その支援員の方々と一緒に自治会目線でお話ができるように、ひざを交えて行っております。

先ほど紹介ありましたように、大体年間でいいますと50回前後ぐらいの、年々増えておりますが、そういった講習会をして訴えていこうかと思っております。

それから、ちょっと余談ですけど、この土日にも防災士の養成講座を行いまして、ここにいらっしゃる議員さんも参加していただいておりますが、その防災士養成講座の中でも講師の方が、やはり自助7割、共助2割、公助1割というのが理想なんだというようなことを冒頭申しておられました。このあたりは、今から私どももことあるごとに、さまざまなイベントでも自助の大切さというのを訴えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（松村 学君） 6番、和田議員。

○6番（和田 敏明君） 自治会目線ということで、本当にありがたいというふうに思っております。この防災については、本当に行政の皆さんが一生懸命頑張っておられる姿は、私は何度も拝見しているところでございます。

一つお伺いしたいんですが、共助の面なんですが、これすごく難しいなというふうに感じておるんです。これ現実として、本当に機能していくのかなと。自治会の自主防災組織なんかでも、共助の訴えをすごく起こしてはくれておるんですが、例えばこの防府市防災ファイルの地震編のところです。例えばデパートなどではとか、ショーケースや商品棚から離れ、ガラスの破片はいいんですが、要は盗難とかまたそういった懸念があるわけですよ、加えて。今、昔の長屋感覚とは違って、今、個人宅に助けに入るというのは、これは非常にちょっと難しい問題かなと。助けようと思ってぱっとあけた方がいいが、ちょっと着がえ中だったとかいったら、変態和田議員が逮捕とかいうふうになってしまいますんで、この共助という面をもう少し考えていく必要があるのかなというふうに思っておりますが、今の段階でお考えがあればお示ししていただければと思います。

○議長（松村 学君） 総務部長。

○総務部長（末吉 正幸君） お答えいたします。

共助、大変難しい課題だと思います。本市の場合には、自主防災組織というものをつくっておるんです、促進しておりますが、やはりそういう規約とか連絡網とか、こういったことを義務づけて、できるだけそういうものを作って、自主防災組織という形にとっただくようにお願いをしております。

その中で、普段から近所のおつき合いというものが大切になってくるわけなんです、そのあたりでの、今おっしゃったような危惧されているようなことにつきましては、これは啓発していくしかないんじゃないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（松村 学君） 6番、和田議員。

○6番（和田 敏明君） 非常に難しいことだと思いますが、やはり共助より私は自助力をしっかりと上げていくことが、あわせて共助につながっていくのではないかとというふうに思っております。

次ですね、佐波川がもし氾濫した場合、最も早く浸水すると考えられる地域は、避難指示が出てから逃げるのが困難と思われる。例えば床下から床上ぐらいに浸水するまでに、どの程度の時間を要すると想定しておられるでしょうか、お伺いいたします。

○議長（松村 学君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） お答えいたします。

避難指示が出て浸水するまでどのくらいの時間がかかるかというお尋ねでございますが、ハザードマップ上では、そういった想定は、時間に関する想定はいたしておりません。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 6番、和田議員。

○6番（和田 敏明君） それでは、私は自助、そして一番最初、公助の部分は非常に重要と思って——いわゆる避難指示ですね、これを出していくのは公助だというふうに考えておりますが、その中でも、今スマホですね、スマホによる配信と各地域に設置もされておりますが、消防の連絡が非常に災害時には重要ではないかというふうに、私個人としては考えております。

せっかくですんで、消防長、避難指示がもし必要な状況に陥った場合、どのような対応を想定しているのでしょうか。また、避難指示が出てから、全世帯に指示が行き渡るまで、どの程度の時間を要するのかをちょっと教えていただけますか。

○議長（松村 学君） 消防長。

○消防長（田中 洋君） 御質問にお答えいたします。

避難指示が出る場合、消防本部では当然全員招集、各消防団におきましても10名程度の器庫待機、または公民館に待機しております。そういう場合は、即時対応できる体制をとっております。実際、そういうことがありましたら、そのエリアで消防団と消防本部から避難誘導、そういう仕事になると思います。

時間につきましては、そのエリア、大きさ、面積、人口等によりますので、一概には申し上げられないんですが、一般的に春の乾燥時、下関気象台から発表されます火災気象通報というのがあるんですが、その場合に消防本部におきまして、市内全域、1署2出張所が巡回をいたします。その時間が大体40分でございますので、エリア限定であれば、もう少し短い時間で周知できると思われまます。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 6番、和田議員。

○6番（和田 敏明君） 先ほど浸水するまでの時間が、まだ想定できていないということでしたが、消防の方々は、例えばそのほかにもたくさんおられますが、前線に出て避難誘導したりされる方は、その想定時間が入っていないと、指示を出される方に危険が及ぶ場合がありますので、その辺はぜひ想定をしっかりといただければというふうに要望をいたしておきます。

それと、これ最後になります。特別講演など防府市として行っておりますが、例えば今防府市が行っている各種事業において、以前、私はこれすごい興味津々で聞いておったんですが、相馬市の立谷市長が来られて講演されたことがあったと思います。実際、被災された地域のそういった方々に確認をしていただくとか、これは役立つよとか、これはちょっと難しいねとかいうことの、そういった確認というのは行っておるんでしょうか。

○議長（松村 学君） 総務部長。

○総務部長（末吉 正幸君） お答えします。

今おっしゃったのは7月21日の防災講演会で、一昨年だったですかね、講師の方をお呼びしましてお願いをしております。ことしで言いますと、京都大学の水防災の第一人者の先生にお越しいただきまして、この中でもそういう被災に遭われた事例というものを検証しながらお話をいただいたところです。

ありとあらゆるところで、防府市独自の検証というのは、ちょっとなかなか技術的には難しいかもしれませんが、他市で起こった状況につきまして、いろいろ、例えば東日本大震災であるとか、現在は熊本にも職員を派遣しておりますけど、その職員に帰ってきていろいろ報告会なんかもしていただいて、防府市としてどうこれを当てはめていくかという検証は今までやっております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 6番、和田議員。

○6番（和田 敏明君） わかりました。もう時間もございませんのでこれで終わりますが、本当に防災というのは大変と思いますが、何とか1人でも多くの生命、財産を守るために、今後もまた尽力していただきますようお願い申し上げます、この項の質問は終わります。

続きまして、2点目の学校・教育のあり方について質問いたします。

冒頭申し上げたいのは、近年IT化の著しい進歩に伴う教育内容の変化、また少子高齢化の急速な進行による人口構造の変化への対応、今後の防府市、さらには日本を支えていく子どもたちのかけがえのない将来のためにも、また子どもたちに大きな財政負担を残さないためにも、今新たな学校教育の環境づくりを早急に進めていくことが極めて重要ではないかというふうに考えております。

学校教育においては、児童・生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人ひとりの資質や能力を伸ばしていくことが重要であり、小・中学校では一定の集団規模が確保されていることが望まれることから、文部科学省では学校規模の適正化や学校の適正配置を適切に推進するよう求めてきております。

しかしながら、近年、家庭及び地域社会における子どもの社会性育成機能の低下や、少子化の進展が中長期的に継続することが見込まれること等を背景として、学校の小規模化に伴う教育上の諸課題が、これまで以上に顕在化することが懸念されております。

このような中、公立小・中学校の設置者である各市町村においては、それぞれの地域の実情に応じて、教育的な視点から、少子化に対応した、活力ある学校づくりのための方策を継続的に検討、実施していくことが求められております。

2015年2月5日、文部科学省では、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～」が策定されております。内容は、学校の規模の適正化や学校の適正配置、通学条件を含めた、学校等を検討する場合の留意事項等々が掲載されております。

本市でも、公共施設再編計画の現状、課題等の中で、小学校は17校、中学校は11校あり、児童・生徒1人当たりの延床面積を比較するとばらつきがみられるとともに、児童・生徒数が減少してきている学校があり、校舎等の改築を行う場合は、児童・生徒数の動向を見据えて、規模の見直しや、小中一貫校、又は公民館等の地域施設との複合化等の可能性の検討を進めるものとする等々示されております。

近年IT化の著しい進歩に伴い、子どもたちの将来の就職に対する選択肢は激変するこ

とも懸念されているところですが、そのような状況の中、集団の中でさまざまな経験を積んだ子どもと、限られた選択肢の中で過ごしてきた子どもとは、将来における選択肢の幅はどちらが広がるのでしょうか。とはいえ、多くの地方都市において、少子化の波がおさまる兆しが見えてこないのが現状であることは皆さんも御承知のとおりと思います。

私が思うに、生徒数が多ければ学習面や生活面など、選択肢や考え方、さらには社会性や協調性、たくましさなどを育むことはもちろん、文化・スポーツなど、活動の選択肢が広がりやすいのではないかと思います。もちろん少子化や廃校、生徒数の減少を何とか食い止めようと、さまざまな観点から努力されていることは承知しております。

本市においても一部地域では、生徒数の少ない学校の存続が危惧されており、校区外からの受け入れや小規模校ならではの特色を生かした学校教育も行っているところと理解しております。そのかいあってか、何とか踏ん張っており、富海小・中学校に関しては、英語教育を筆頭に学力の向上にもつながっていることは承知しております。また、そのほかにも小規模校ならではのよいところもたくさんあると思います。

一方で、全体を見渡すと、市内多くの学校で生徒数が伸び悩んでおり、各地域で将来的な、特に小学校の存続の危機を感じる声も少なくありません。そのことが原因なのかはわかりませんが、近年、私の目には、地域や学校の存続と子どもたちの教育環境問題が混在しているようにも映っております。確かに現実として切り離して考えることは難しいものと思いますし、歴史と伝統があり、たくさんの思い出が詰まった学校を存続していくことは大切なことではありますが、最優先は子どもたちの教育環境づくりではないかと思います。

現在、本市では小・中学校の耐震化及び建替工事を逐次進められております。このように今手をつけられたものにも耐用年数があり、永遠に存続していくことは困難でしょう。

また、新たに建て替えたものについては、相当年は動かせないと思います。財政面においても、公共施設マネジメント基本方針策定の背景と目的でも示されているとおり、今後数十年の間に老朽化に伴う大規模な修繕、更新などの時期を迎えることから、大きな負担となることが予測されております。

本市においては、松浦市政において、行財政の健全化に着手され、長期継続されたおかげか、既に耐震化工事は進められており、老朽化に伴う大規模な修繕、更新に対応できている状況にあります。

しかし反面、公共施設再編計画等との整合性はとれていないようにも思います。タイミング的には遅いくらいで、もはや待ったなしの状況にあると思います。その大きなつけは、将来的に我々の子どもや孫の代にのしかかってくるのではないかと危惧しております。子

どもたちのかけがえのない未来のために、広い目線で学校教育のあり方の見直しを早急に進めていくべきではないでしょうか。

そこで、お伺いいたします。まず、1点目に、人口減少に伴い、少子化の進捗が危惧される中、今後どのように学校教育の適正な環境づくりを推進していかれるのか。

2点目に、公共施設再編計画等に掲げてある学校施設の複合化と耐震化工事との整合性について、以上2点について執行部のお考えをお伺いいたします。

○議長（松村 学君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長。

〔教育長 杉山 一茂君 登壇〕

○教育長（杉山 一茂君） 御質問のうち、私からは1点目の学校教育環境についての御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、学校の適正規模につきましては、学校教育法施行規則に「12学級以上18学級以下を標準とする」と定められております。学校は、授業やさまざまな教育活動を通して、社会的自立の基礎を培うところでございます。児童・生徒数が減少し、学級数が少なくなることによって、学校運営上の課題が生じるということも言われておりますが、小規模校ならではのメリットもございます。

授業を例にとりますと、多様な考え方を引き出すことが困難である一方、個に応じたきめ細やかな指導が可能となります。それぞれの学校においては、児童・生徒の実態や学校規模に応じた、特色ある教育活動を展開しておりまして、学校規模の大小にかかわらず、公教育としての一定の水準は確保されていると考えております。

ことし4月に実施された全国学力学習状況調査では、本市小学校児童の約90%が、中学校生徒の約84%が、学校に行くのが楽しいと回答いたしておりまして、多くの児童・生徒は、学校規模にかかわらず、現在通学している学校に満足していると考えられます。加えて、子どもたちの教育環境を充実させるためには、地域住民等の協力を得て、学校、家庭、地域が総がかりで教育の実現を図っていくことが重要と考えております。

本市では、平成24年度から全ての学校にコミュニティ・スクールを導入し、地域とともにある学校づくりを推進しております。市内の小・中学校は、地域とともにある学校づくりの取り組みの中で、7つのアクションと題しまして、笑顔、挨拶、花、読書、合唱、清掃、ボランティアの、この7つの活動を推進し、子どもたちの豊かな心を育てております。私どもは学校規模にかかわらず、学校、家庭、地域が一体となり、子どもたちを育てていける地域とともにある学校こそが、最適な教育環境であると考えております。

以上、御答弁申し上げました。残余の質問につきましては、教育部長から御答弁させていただきます。

○議長（松村 学君） 教育部長。

○教育部長（原田みゆき君） 続きまして、私からは2点目の公共施設再編計画に掲げている、学校施設の複合化と耐震化工事の整合性についての御質問にお答えいたします。

最初に、学校施設の耐震化の取り組み状況について御説明いたします。学校施設は、児童・生徒が1日の大半を過ごす、学習・生活の場であり、地域住民の方にとりましては、学習、文化、スポーツなどに利用できる公共の施設として、また、災害発生時におきましては、避難所としての役割を担っております。その安全性の確保につきましては、平成7年に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が制定され、新耐震基準以前に建設された建物につきましては、耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修を行うよう努めることとされました。

これにより、本市におきましては平成15年度から平成18年度にかけて、防府市所有の学校施設の第1次診断を実施した上で、平成19年度に防府市立学校施設耐震化推進計画を策定し、その後、第2次診断を経て、平成23年度には、この計画の見直しを行っております。

学校施設につきましては、最優先課題である耐震化に取り組むこととし、耐震補強による耐震化は平成27年度末で完了しており、これと並行して、改築による耐震化につきましても平成25年度から工事を開始しており、平成31年度には完了する予定でございます。

次に、学校施設の複合化の取り組み状況でございますが、市では平成26年度に策定した防府市公共施設マネジメント基本方針に基づき、平成27年度には、防府市公共施設再編計画を策定しております。その中で、学校施設の方向性については、「校舎等の改築を行う場合は、児童・生徒数の動向を見据えて、規模の見直しや小中一貫校、または公民館等の地域施設との複合化等の可能性の検討を進めるものとする」としております。このことから、耐震化のための校舎改築時において、児童・生徒数の将来推計に基づいた適正な規模の校舎を建設しているところであり、また地域施設との複合化の可能性についても検討しているところでございます。

なお、校舎の規模に関することといたしまして、児童・生徒数に伴う学級編制について基準がございます。山口県の基準は、全学年を35人学級と示されておきまして、小学校1年生については、県からの指定により30人学級となる場合もございます。さらに建設当時にはなかった少人数教室及び多目的教室並びに特別支援学級の設置のほか、地域連携のためのスペースの確保も必要となっております。そのため、児童・生徒総数は減少傾向にあるものの、改築に当たりましては、改築前の校舎より面積が大きくなる傾向がござい

ます。また、学校敷地に十分な余裕のない学校もございます。

教育委員会では、これまで学校敷地内に別棟で設置されておりました留守家庭児童学級を、改築時には校舎内へ設置するなど、可能な範囲で複合化等に取り組んでまいりました。議員御指摘の施設再編の1つである、地域施設との複合化につきましては、学校として必要となる教室数の確保をした上での取り組みとなります。

学校敷地の確保が厳しい状況にある場合や、地域施設の建て替え時期と校舎改築時期との兼ね合いもございますが、今後、老朽化などによる校舎改築を行う場合には、児童・生徒数の動向及び地域の実情などを考慮し、防府市公共施設再編計画の方向性を踏まえ、庁内横断的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 6番、和田議員。

○6番（和田 敏明君） いろいろお伺いしたかったんですが、もう時間が、私の想定と違いましたので。各地域で、市長のほうから、私の目の黒いうちは学校を廃校するなどあり得ないというふうに言っておられますが、そのことは私も聞いております。ただ一つだけ懸念されるのが、公共施設全体の収支ですが、収入合計が15億円、支出合計が約71億円。今から人口動向がどんどん少子高齢化ということで、いわゆる中間世代、税金が入る世代が非常に少なくなってきました。また、あわせて扶助費も上がってきます。その時にやはり負の遺産として残されるのではないかという懸念をしております。その辺のところ、1点だけお伺います。

○議長（松村 学君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 地域の学校を廃校にしないというのは、一つの意思のあらわれであり、心意気でもございます。やはり今、山口県はコミュニティ・スクールを全国に先駆けて100%達成をしております。このコミュニティ・スクールが、やがてはスクール・コミュニティになって学校が地域を支えていくというような、そういう時代もくるかもしれないと、こんなような気持ちの中で取り組んでいるわけですが、現実に、例えば向島小学校は既に2学年が一緒に授業をやっています。複式学級ですね。私は、どうかなど、かわいそうだなというふうな思いで、学校訪問の時にも生徒たちに聞いてみるんですが、子どもたちは、学年が違って、違う勉強が聞けて、上学年の人から見れば復習ができてうれしいとかって、けなげな発言が出たのに実は驚いたんですけども、例えばそのような、その隣の新田小学校さんはすごく人数が多くて、学級が足りないぐらいの状態になってるわけです。何かやっぱりそこにいる地域の方々、住んでいる方々が、ちょっとこう御相談をされていけば複式学級をしないでも済むような方法も、知恵も出てくるんで

はないかなというふうに思いが、私はするところでございます。

目の黒いうちといっても、私もあと30年も市長をやっとるわけではないですから、よくわかりませんが、皆様のような若い方々がそういう気持ちの中で、子どもたちを温かく見守りながら、地域の学校を育てていくというお考えをお持ちいただくことがありがたいことでもあります。廃校が、いわゆるそれが大荷物になってしまうのではないかと懸念も持っておられます。全国にも廃校になったところをまちおこしの拠点にしていくとか、いろんな取り組みを続けておられるエリアもあるわけでもあります。いろんなところを常に見聞きしながら、対応の現実をしっかりとやっていかなきゃいけないんじゃないかというのが私の感じでございます。

○議長（松村 学君） 6番、和田議員。

○6番（和田 敏明君） ありがとうございます。本当に地域と学校というもの、教育というものを切り離して考えることは難しいと思います。しかし、将来、子どもたちのために広い目線でしっかり考えていただき、私も一生懸命勉強させてもらいたいというふうに考えておりますので、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（松村 学君） 以上で、6番、和田議員の質問を終わります。

少し早いですが、ここで昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

午前11時53分 休憩

午後 0時59分 開議

○副議長（安村 政治君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。議長が所用のため、副議長の私がかかわって議事の進行をさせていただきます。

午前中に引き続き、一般質問を続行いたします。次は7番、田中健次議員。

〔7番 田中 健次君 登壇〕

○7番（田中 健次君） 「市民クラブ」の田中健次でございます。今回の議会では、3点にわたって質問をさせていただきたいと思っております。

質問の第1は、防災基本条例についてであります。防災基本条例の制定について、市執行部の考えをお伺いしたいと思います。2009年、平成21年7月21日の豪雨災害から8年が経過しました。この間、市執行部におかれては、市民や議会の意見も取り入れて、さまざまな形で災害対策を進めてこられたと考えております。この場で敬意も表したいと思っております。この議会では、災害対策として防災基本条例の制定について提言したいと思います。

現在、防府市地域防災計画に基づき、さまざまな防災施策を進めていますが、より一層の実効性を持って進めるためには、行政のみならず市民、事業者などの各主体がみずから、また相互に協力しつつ、継続的に取り組むことが必要ではないかと考えております。県内では、宇部市、山陽小野田市が既にこの条例を制定しておりますし、近年多くの自治体が、この防災基本条例を策定しています。

この防災基本条例の中身ですが、自助、共助、公助の3つの理念が不可欠であるということ。行政の基本的な役割、事業者の役割、市民の役割を定め、これらを基本に、行政に関しては、建築物等の災害対策、情報収集及び連絡体制の整備、災害時要援護者への対策、防災意識の啓発、知識の普及、自主防災組織等への支援、応急体制の構築などが定められております。また、事業者に関しては、管理する施設、設備の安全性確保、地域の連携などを定め、市民に関しては、防災知識の習得、食料の備蓄、防災活動への参加などを定められております。

こうした防災基本条例を防府市も制定し、市民、事業者、防災組織などの役割や取り組み事項を、法的裏づけをもって具体的に定め、自助、共助、公助が一体となった地域防災力の向上を目指すことが必要と思っておりますが、市執行部のお考えを伺います。

○副議長（安村 政治君） 田中健次議員の質問に対する、答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

議員御案内の防災基本条例につきましては、既に制定されている自治体の条例の内容を見ますと、前文で、これまでの災害履歴や、自助、共助、公助による防災・減災対策の基本理念などをうたい、本則で行政の責務、事業者の責務、市民の責務や、災害の予防対策、応急対策及び復興対策などが規定されております。

また、条例制定の意義といたしましては、理念などを明確化し、市民と共有することができることに加え、制定過程で市民参加の仕組みがあることや、法的規範としての政策推進の担保などが上げられることから、災害に強いまちづくりなどを推進するためには、有効な手段の一つであると認識しております。

一方で、本市における防災に関する施策につきましては、市、県、防災関係機関、事業者及び市民、それぞれの責務や、災害事象ごとに災害予防対策、災害応急対策、復旧・復興対策などを示した地域防災計画に基づき、実施しております。

この地域防災計画は、災害対策基本法に基づき、全ての市町村の防災会議で策定することとされており、必要に応じて防災会議を開催し、適宜、地域防災計画の修正等を行っているところでございます。

なお防災会議は、市、県、国土交通省、警察、自衛隊、消防等の関係機関、自治会をはじめ、地域団体の代表者などで構成しておりますが、本市においては、市民からの公募委員も加え、市民の貴重な御意見も反映できる仕組みとなっているところでございます。

本市といたしましては、防災基本条例の制定においては、地域防災計画の内容を改めて規定することとなることや、既に防災対策について市民参画の仕組みを導入しておりますことから、この地域防災計画に沿った、さまざまな防災に関する施策などの着実な実施を優先してまいりたいと考えておりますので、御理解のほど、お願い申し上げます。

以上、答弁申し上げます。

○副議長（安村 政治君） 田中議員。

○7番（田中 健次君） 御答弁の前段の部分ですね、それを聞いておりましたら、基本的な防災基本条例に対する認識というものは、一致をするというふうに思っておりましたけれども、後段部分で、現実の地域防災計画の実施というのか、それをもっと優先したいというような御答弁という形であったと思います。

確かに、地域防災計画というのが、法に基づいた形のもので、防府市でも薄っぺらいものから随分厚くなりまして、立派な形の防災計画になったという気はいたします。しかしながら、逆に厚くなって、その根幹の部分が何となく曖昧になっているのではないかなという感じが、私は最近しているわけでありまして。そういった中で、この防災基本条例というものの話を少し聞くような機会がありまして、なるほどなというふうに思っておるわけでありまして。

例えば、簡単な、「図解よくわかる自治体の防災・危機管理のしくみ」という本が、学陽書房という自治体関係の本をよく発行するところですが。鍵屋一さんという、もとは東京都の職員だったのですが、今、大学の教授をされていると思っておりますが、この方がいろいろと——これまでも防災の基本条例の策定に携わったような方でありましてけれども、条例化の効果ということで、雑誌などにこんなことを書いております。

まず最初に、目標、理念を明確化する、1番目にですね。2つ目に長期的な政策実施の法的担保となると。それから3つ目に、適正な行政手続きを法的に保障すると。4つ目に、組織、予算、整備を担保すると。5番目に市民参加を法的に保障するというようなことが書いてあります。

先ほどの御答弁の中で、今の防災会議の中に、公募の市民が入っておるだとか、それから計画そのものが法に基づくものだということで、法による担保というものも一定程度あるわけですがけれども、やはりそういった点でいくと、もう少しその点について前向きに計画というものを考えていただかないといけないかと思うんですが、今当面する計画の実施

だとか整備だとか、そういったことがあって、その次の段階で、こういった基本条例の整備というものは考えられるのかどうか。この辺いかがでしょうか。

○副議長（安村 政治君） 総務部長。

○総務部長（末吉 正幸君） お答えいたします。

今、本答弁のほうで市長が申しましたが、防災条例の効果性といいますか、有効性というものは十分認識しております。先ほど来、本市の防災計画に基づくさまざまな施策、いろいろ講じているところをございまして、今、徐々に防災に対する市民の方々の意識、それから活動というのが大変盛んになりつつあるということで、今はそちらのほうの施策展開に集中していきたいというふうに考えております。その後、やはり、こういう条例があると法的な根拠があるということが将来的には考えられるんじゃないかなというふうに思っております。

以上です。

○副議長（安村 政治君） 田中議員。

○7番（田中 健次君） 将来的にというようなことも言われましたので、ぜひ、その辺前向きに進めていただきたいと思います。

実は今、自治基本条例の見直しということで、見直しのための協議会、市民参加で各団体の代表をひっくるめた協議会を開かれております。自治基本条例の中に、危機管理という項目がありまして、この条文の見直しの中で公募の市民の方から、この自治基本条例の危機管理に書いてあることは行政がかくかくしかじか行うということしか書いてないと。

やはり、自助、共助、公助という形でいくわけですから、市民が危機管理だとか、特に災害が頻発する中でどうするかということも必要じゃないかというような形で、提案がされました。その後の議論の中で、条例の見直しは、この部分についてはしないというような、ここは行政に関する条文が書いてある章ですので、そういうこともあって、そういう結論に、協議会の中でなったようでもありますけれども、やはり市民の中からもそういった声が出ておるということをこの場で再確認、再認識いただければ、ぜひこの問題についても早期に取り組んでいただくことになるんじゃないかというふうに期待いたしまして、この項についての質問は終わりたいと思います。

質問の第2は、公文書管理についてであります。2点についてお尋ねをいたします。

1つ目は、公文書管理法の趣旨にのっとり、公文書の適正な管理のため公文書管理条例を制定すべきではないかということでもあります。この公文書管理条例の制定については、3年半前の2014年、平成26年3月議会で一度取り上げさせていただきました。しかし、余り前向きな御答弁ではございませんでしたので、再度、市執行部のお考えを伺いま

す。

前回の質問の内容を繰り返すこととなりますが、法律の正式な名称で言えば、「公文書等の管理に関する法律」、これを略して公文書管理法といますが、この公文書管理法が2009年、平成21年6月24日に制定され、同年7月1日に公布されました。

この公文書管理法では、第1条の目的として、公文書等が健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものとし、行政が適切かつ効率的に運営されること、現在及び将来の国民に説明する責任を果たすことを定めております。そして文書の作成、整理、保存、廃棄、公文書館への移管といった、公文書のライフサイクル、そして歴史公文書の保存、利用等について定めています。

この法律の第34条では、地方公共団体の文書管理として、こう定めております。「地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適切な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない」、このように書いてあるわけです。公文書管理法制定前に、既に2001年、平成13年の宇土市をはじめ、ニセコ町、大阪市が公文書管理条例を制定していますが、この公文書管理法制定後、この法律を踏まえた公文書管理条例が制定されております。

この近くでは、島根県、鳥取県、香川県、高松市、そして防府市と姉妹都市提携をしている安芸高田市が挙げられます。防府市でも公文書管理法の趣旨にのっとり、公文書管理条例を制定すべきではないかと思いますが、市執行部の御見解をお伺いいたします。

この公文書管理について、2つ目の質問は、歴史公文書について、どのように位置づけ、保存していくのかということについてであります。昨年の8月に山口県庁において、公文書館機能普及セミナーが全国歴史資料保存利用機関連絡協議会、通称「全資料協」、この団体の主催で、山口県と山口県教育委員会の共催で開催されました。その際に、山口県内の市町の公文書館機能について、アンケート調査による報告がされましたが、歴史資料として重要な公文書等の管理に関する一連の業務が、条例・規則・規程・要綱等、その形式は問わず、組織法上規定されていないということ。そして歴史資料として重要な公文書等の収集方針、評価選別基準等を明文化し、公表することをしていないという現状が明らかになっています。

これは他県と比べても低調で、また庁舎の建て替え時に散逸する可能性があり、大きな課題を抱えているということも、このセミナーの中で浮き彫りになった、こういうふうに言われております。

他方、山口県は1959年、昭和34年に全国に先駆けて文書館を設立し、今日まで歴史資料として重要な公文書を保存し、県民の利用に供してきました。公文書管理条例の制

定に直ちに進めないのであれば、歴史公文書についてどのように位置づけ、保存していくのか、その道筋を早急に示すべきではないでしょうか。

防府市文書取扱規程を改正し、歴史的価値のある行政文書の選別、移管等を定めること、そうすれば次の段階として歴史公文書管理規程、こういうものの新設が必要になるかもしれません。こういったことも検討すべきと思いますが、どのようなお考えでしょうか。執行部の御見解をお伺いしたいと思います。

○副議長（安村 政治君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（末吉 正幸君） 御質問にお答えいたします。

まず、公文書の適正管理のため、公文書管理条例を制定すべきではないかというお尋ねについてお答えいたします。

議員御案内の公文書管理法、正式には「公文書等の管理に関する法律」でございますが、平成23年4月1日に施行されたものでございます。これを受けまして、議員御指摘のとおり公文書管理条例を制定する地方自治体も出ておりますが、全国的にはまだ少数にとどまっているようでございます。県内におきましても、山口県及び県内の防府市を含む13市も、具体的に制定の動きは示してはおりません。

現在の本市の公文書の管理につきましては、防府市文書取扱規程に基づき行っておりまして、各自のパソコンを使用しまして、文書事務及び文書に係る総合的な管理を行う情報処理システム、いわゆる文書管理システムを平成28年1月から導入し、処理をしているところでございます。

この文書管理システムは、文書の収受、起案、編集、保存、廃棄など、文書実務の一連の過程や、各文書とそれをとじ込む簿冊を一元的に管理するもので、文書をより一層、適正管理することができるものでございます。また、各文書の検索も容易となりますことから、公文書の公開請求へ迅速かつ適切に対応することが可能となるという利点を持っております。

一方、市民ニーズの増大、権限移譲などにより、市が行う事務事業の量が増加傾向にあることに伴い、公文書の量も増加してきております。そのため、公文書管理業務の負担が全庁的にも大きくなっていると同時に、公文書の保存スペースも厳しい状況となっておりますことから、公文書の量の全庁的な削減に向けて検討を行うことが必要と考えております。

具体的に申しますと、現在の簿冊で管理、保存する方法から、文書ごとに管理、保存する方法であるファイリングシステムを導入することが有益であると考えておりますが、文書の管理、保存方法を抜本的に見直すこととなるため、先進事例などを十分に調査・研究

する必要があり、庁舎の建設に合わせ、体制を整える必要があると考えております。

議員御指摘の公文書管理法の趣旨にのっとり、公文書管理条例の制定につきましては、今申し上げました具体的な見直しや検討の中で、今後研究してまいりたいと考えております。

次に、歴史公文書についてどのように位置づけ、保存していくのか、というお尋ねでございましたが、議員御案内の公文書管理法では、現在のみならず、将来の国民に対しても説明責任を全うする観点から、後世に残すべき歴史資料として重要な公文書につきましては、法律に基づく統一的なルールにより保存し、利用に供されることとされ、具体的には歴史、文化、学術、事件などや、国民の権利及び義務に関する重要な情報が記録された文書、重要な政策に係る意思決定過程に関する文書などが歴史公文書とされてるようでございます。

本市の歴史公文書の取り扱いにつきましては、防府市文書取扱規程において「市史の資料となる重要な文書」は、永年保存することとなっております。しかしながら、「市史の資料となる重要な文書」以外の歴史資料となり得る重要な公文書の取り扱いにつきましては、現時点では各課の判断に委ねられており、どういった文書が歴史公文書に該当するのか、統一された見解といたしますか、明確な基準というものがございませんで、保存や利用方法なども定まっていないのが現状でございます。

したがって、まずは歴史公文書の基準や、基本的な取り扱い方法などにつきまして、文化財課など関係各課と協議を進め、県内外の市町や、山口県文書館などの事例も参考にしながら検討し、その上で必要であれば、先ほど申しました防府市文書取扱規程の改正をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（安村 政治君） 田中議員。

○7番（田中 健次君） いろいろと御答弁ありがとうございました。前回の質問、平成26年3月と比べれば、一段と進んだという、御答弁をお聞きして、感じております。

まず最初に、文書管理システムというものが前回の質問の時にはまだなかったわけで、そういった形で一歩進んでいるということ。そしてまた、庁舎建設という課題が今ある中で、この文書管理という問題についても、やはり行政の中で一定の認識が深まっているのではないかと、こういうふうに思いました。ただ、現実には、いわゆるさまざまな永年保存の文書が、市の文書庫にもありますし、議会の永年保存の文書でいけば、これは議会事務局の中に、昭和21年か2年ですか、そのころからの議会の会議録などもあるわけでありまして。大方、70年前の資料が、例えば永年保存ということで、これを今、現用文書、現

在も用いる文書という扱いで持つておるわけです。

こういったことがどうなのかというのは、はっきり言って、そこまで持つ必要がないだろうというのは、現在の、書庫の中に持つ必要が本当にあるのかどうか、たまに書庫に入られるということがあるんだと思うんですが、私は時々古い議会の会議録を見るのが好きな人間でありますので、手書きの議会の会議録を引っ張り出して見させていただいたこともあります。それはそういった非常に特別な興味の中でするようなことでありまして、そういった意味でも文書というものは考えていただかなければいけないと思います。

先ほど言いました、安芸高田市におかれては、これは6町が合併をされたということで、町ごとに文書管理の仕方が違うと、そういうことの中で公文書管理条例というものができ上がったというようなことが、その報告で出ております。防府市もひとつそういう意味でいけば、庁舎建設というのが、庁舎が現在地なのか、駅北なのかわかりませんが、引っ越しをする、移転をするということの中で、その扱いについては、その辺が一つのゴールにさせていただいて、考えていただかなければならないと思います。ぜひ、この辺、今後も前向きに進められていただくように思います。

この条例は、なかなか条例化というのは、そういった膨大な文書が、背後に抱えてますので、なかなか条例化が進んでおらないというのも事実であります。ぜひ、前向きに進めていただきたいと思います。

もう一つの歴史公文書の扱いですが、先ほども申し上げましたが、昨年、県庁でそういった全国的なセミナーというのか、それが山口県で開催されて、山口県の実情が、調査をされて報告をされました。山口県の文書館ニュースのナンバー51号にも、簡略な報告が出ておりますが、もうちょっとそれを詳しく報告したようなものもありまして、それを見ますと、全部で、これはミニマムモデルという、最低限これくらいの文書館機能はあってほしいと、そういうモデルに基づいたアンケートで、9項目のアンケートがあるわけですが、その中の1つ目が歴史資料として重要な公文書等の管理に関する一連の業務が、組織法上規定されていると、条例だとか、要綱とか規則とか問わないけれどもということであるとか、歴史資料として重要な公文書等の収集方針、評価選別基準等を明文化し、公表していると、こういう形で、今2つほど項目を紹介しましたが、9項目のアンケートがあります。

残念ながら防府市は、全てバツがついておるわけでありまして。残念ながら、山口県では防府市を含め、7つの市に全てバツがつくというような状況が、山口県内の状況であります。他方、山口県は文書館を持っておりますので、1つ三角がつくだけで、8つの項目は丸がつくというような形になっております。あと、ほかの丸がつく市も、多くて3つぐ

らいしか丸がつかないということになっておるわけでありませう。

こういった形の評価がされておるわけでありませうし、他方、山口県におかれては、かなりそういう形で文書館条例、あるいは公文書取扱規程、この中で明確に文書を廃棄する場合に、文書館を引き継ぐかどうかということ、廃棄する文書を文書館の館長に照会をすると、廃棄する前に問い合わせるというようなことが、公文書取扱規程の中で明確に定められておるし、それでその際にはきちっと引き継ぐというような形でされておる。

それから山口県内も全然だめということではありませうで、例えば岩国市の文書取扱規程では、歴史的価値を有すると認めるものは歴史的な文書として登録し、別に保存するものとする。あるいは山口市の文書取扱規程でも、「文化政策課長は、廃棄文書のうち市史資料文書として特に重要であると認めるものについては、主務課長及び総務部総務課長と協議の上、これを引き継ぎ、保存するものとする」と、こういった形で引き継いで保存するというような規定が明確に定められておる。

先ほどの御答弁の中で、行政文書の収集基準だとかそういうものについて、若干、前向きに取り組まれるようなお考えが示されましたが、この辺についてもう少し具体的に、例えばこれぐらいのうちにはしたいだとか、そういった、多少スケジュール観的なものがあるならば、お答え願いたいと思います。

○副議長（安村 政治君） 総務部長。

○総務部長（末吉 正幸君） お答えいたします。

まず歴史公文書と一般のその文書の取り扱いというのは、またちょっと分けて考えないといけないのではないかなと感じておる。一般の公文書につきましては、先ほど議員、御質問をいただきました庁舎建設にあわせて、庁内のさまざまな部会で検討しまして、大体準備までに5年かかるという算出が出ておる。ということは、庁舎の設計に入るころには準備に入っていないといけないということで、ことしからは今、執務室にあるファイル、簿冊、こういったものを、資料の廃棄といいますか、スリム化、これはもうことしからやろうと思っております。

その後は順次、書庫に入れているものの数であるとか、あるいは執務室にある数であるとか、それぞれ3割減、5割減という目標を持った上で、今の庁舎建設の面積というのを、実は割り出しておる次第でございます。

これに対しまして、歴史公文書というのは価値ある、後世に残すべきものということで、これをどこで基準を、線を引くかというのは、大変難しい問題でございまして、先ほど本答弁のほうでも申しました、関係各課との協議につきましても、早急に始めたいと思っております。

その中で、どういうふうに基準を設けていくか。実は防府市でも古い簿冊、先ほど議員、御紹介いただきました、かなり前の議事録、あるいは明治時代、大正時代の防府市制施行の前の旧村町の簿冊というのが今、庁舎内の書庫の中に全部きれいな形で保存されています。こういった形をどういうふうに、今から持っていくかということを検討していかないといけないというふうに考えております。

以上です。

○副議長（安村 政治君） 田中議員。

○7番（田中 健次君） まず、収集の基準、その判別の基準といいますか、それについては県の文書館が、山口県文書館行政文書収集基準というようなものを一つ定めておりますので、それをぜひ参考にさせていただきたいと思ひますし、それからある程度、文書については30年ルールというような言い方もいたしますので、そういったことも御参考にいただければと思ひます。

そして、そういった整理する際に、これは必要ないという形で失われないようにということが必要だと思ひます。それで、大きな箱物をつくるだとかいうようなことは、私も思ひてはおりません。ただ、例えば、よそがどこへそれを持っていくかということで、安芸高田市は、安芸高田市の持っている郷土資料館ですか、そちらへ移管するけれども、ただ、あそこは専任の職員が少ないので、教育委員会が管理するみたいな、そういう位置づけだったと思ひます。

そういうことで考えれば、防府市も桑山にありました旧図書館が今、郷土資料館になっておりますが、その書庫——かつては十何万冊か忘れましたが、かなり膨大な図書が置いてあった書庫ですね、この書庫に、今、発掘をした土器の破片とかそういったものが、破片でなくてきちっとしたものもありますが、そういったものがプラスチックのケースに入っております。

だからこういったところを、そのためには今あそこにある土器とかそういったものを、国衛の事務所の近くに新しく軽量鉄骨か何か、余りお金がかからない形で十分だと思ひますけれども、そういった形をすれば、十分そういったスペースは確保できるのではないかと思ひますので、その点、申し上げておきたいと思ひます。

それでは最後の質問に入らせていただきたいと思います。質問の第3は、のら猫対策についてであります。地域における猫に関するトラブル解決の一助として、国や山口県が推進している地域猫活動について啓発、周知をし、市内での普及を進めてはどうかということでもあります。

最近、市民の方から、のら猫対策を求める声が、私のところに届くようになりました。

内容は、ふん尿被害、庭木・農作物被害が主なものですが、鳴き声等のトラブルも想定されるところであります。私なりにどのような対策がよいのか、いろいろと調べてみましたが、その中で地域猫活動、これを普及することが有効ではないかと思うに至りました。

この地域猫活動は、横浜市職員黒澤泰氏が提唱した活動で、1997年度から始まったと言われ、この活動が広がっております。猫の問題を地域の環境問題として捉え、地域で取り組むもので、地域で定めた場所で餌や水を与え、ふん尿の処理や周辺の清掃などを協力して行うということで、生活環境の保全を図り、また不妊去勢手術を行うことで繁殖を防ぎ、多くの場合、発情期の行動を消失または軽減することができるとされております。

環境省は2010年、平成22年2月に、住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドラインを公表し、この中で飼い主の心構え、住宅密集地における犬及び猫の飼育について記載し、同じように独立した章立てで地域猫を取り上げております。

また2012年、平成24年の動物愛護法改正に際しては、衆議院での委員会決議、参議院の附帯決議が行われておりますが、いずれの決議でもこういった文章が入れられております。「飼い主のいない猫に不妊去勢手術を施して地域住民の合意の下に管理する地域猫対策は、猫に係る苦情件数の低減及び猫の引取り頭数の減少に効果があることに鑑み、官民挙げて一層の推進を図ること」、このように記述されております。

山口県では2014年、平成26年3月に策定した山口県動物愛護管理推進計画に基づき、地域猫活動の県内各地への普及を進めるため、2016年、平成28年3月に、山口県地域猫活動ハンドブックを発行し、地域猫活動の啓発、普及に努められています。防府市でも、県が推進しているこの地域猫活動について啓発、周知をし、市内での普及を進めてはどうかと考えますが、市執行部の御見解をお伺いしたいと思います。

○副議長（安村 政治君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（岸本 敏夫君） 御質問にお答えいたします。

本市におきましても、飼い主のいない猫、いわゆるのら猫については、家や畑の作物にいたずらをされる、ふんや尿の悪臭に困っているなど、さまざまな苦情や御相談が寄せられております。

飼育義務を果たさず、猫を捨てる飼い主がいることが、のら猫発生の最大の原因であることはもちろんですが、かわいそうだから、かわいいからといった理由で、一部の方が周辺の環境に配慮せず、無責任な餌やりをされることで、のら猫が集まったり、子猫が生まれたりしてトラブルに発展するケースが多く見受けられます。

本市では、このような猫を増やさないためにも、世話をするのであれば飼い猫にし、病気や事故から守るためにも屋内で適切に飼っていただくよう、市民の皆様をお願いをして

いるところでございます。

さて、議員御案内のとおり、地域猫活動は、のら猫によるトラブルを地域の環境問題として捉え、その地域の合意のもとで地域に住む人が主体となり、それぞれの地域に合ったルールを定めて飼育管理方法を明確にし、さらに不妊去勢手術を行うことで、のら猫をこれ以上増やさず、今いる猫がその命を全うするまで地域で適切に管理していく活動でございます。この活動は、地域住民の間で理解や協力が得られ、継続してルールが守られれば、のら猫問題の解決に有効な方法の1つであると考えます。

しかしながら、地域住民の理解や協力が不十分であったり、ルールが守られない場合は、逆にのら猫が増えたり、地域内での新たなトラブルを誘発することにもつながりかねません。また、新たなのら猫を増やさないためには、早期に不妊去勢手術を行うことが特に重要で、その費用が必要となります。そのほかにも餌代などの経費や、時間を決めて餌を与えたり、トイレのしつけや、ふんの清掃を行うなどの継続的な労力も必要となります。これらのことを十分踏まえて、地域内で猫の好きな方、そうでない方ともども、しっかりと話し合った上で、合意を形成されることが求められます。

地域猫活動が地域で認知され、実現されるには、さまざまな課題がありますが、関心のある市民の方が、この活動のことを知ることにより、地域の中で話題として取り上げられ、地域住民の皆様が、のら猫に対するそれぞれの思いを話し合い、お互いを理解しようとする意識を持たれるだけでも問題解決に向けた切り口の一つになる場合があると考えられます。

したがって、まずはきっかけづくりにしていただくという観点から、市のホームページで、山口県地域猫活動ハンドブックを紹介するなど、情報提供に努めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○副議長（安村 政治君） 田中議員。

○7番（田中 健次君） ありがとうございます。

ホームページで、県の地域猫活動のハンドブック、こういうものを県のほうが出しておりますので、それを紹介していただくということは結構だと思います。

それで、ただそういうことにとどまらないで、お隣の山口市さんは、独自に県のガイドブックよりももっと立派な、山口市猫の適正飼養等ガイドラインというものを出版しておりますが、市としてこういうものをつくる考え方はどうでしょうか。

○副議長（安村 政治君） 生活環境部長。

○生活環境部長（岸本 敏夫君） お答えいたします。

適正飼養等のガイドラインにつきましては、県内の全市町や、県獣医師会など、関係団

体が会員となっております公益社団法人山口県動物保護管理協会が、その事業の中で飼養教本等を作成しておられまして、今年度事業で最新版を作成されるというふうに聞いております。

まずはこれらの教本を紹介するとともに、必要に応じてその部分を抜粋して、広報紙に掲載するなど、啓発を図ってまいりたいと存じます。

○副議長（安村 政治君） 田中議員。

○7番（田中 健次君） はい、わかりました。そういう形ででも広めていただければ結構だと思います。

山口市さんが、随分この分については、前向きに進められております。平成28年7月から「飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成制度」を開始されました。防府市は雄雌関係なしに3,000円ということですが、山口市さんでは個人であれば、雌のほうが1万円、雄が5,000円と、それからこの地域猫活動であれば、不妊手術、雌のほうは2万円、個人については1万円と、これだけの補助を出される形でされとります。この辺の補助額の引き上げについて、山口市の例などを参考にして考えられないでしょうか。

○副議長（安村 政治君） 生活環境部長。

○生活環境部長（岸本 敏夫君） お答えいたします。

本市の犬又は猫の不妊去勢手術費補助金につきましては、犬及び猫の飼育限度を超えた繁殖による近隣に対する危害及び迷惑の発生を防止することを目的として助成するものでございまして、平成27年度から開始をいたしました。この助成制度につきましては、市内に生息する飼い主のいない猫だけではなく、市民の方が市内で飼育する犬及び猫も対象といたしております。

制度も認知され、昨年度は10月末の時点で助成額が予算額に到達いたしました。そのため、今年度は助成件数を増加しており、一定の成果を上げているのではないかと考えております。制度を開始して、まだ3年目でございます。また飼い主のいない猫だけを対象としている山口市の制度とは目的が異なるところもございますので、現在のところ、この制度において助成額を引き上げるということは考えておりません。

○副議長（安村 政治君） 田中議員。

○7番（田中 健次君） 制度の趣旨が違っても、やはり片や2万円、1万円、片や3,000円という形になりますと、この辺、いかがなものかと思えます。不妊手術は、これ動物ですから、自由診療という形ですけれども、2万円から3万円かかると。そして去勢手術は1万5,000円から2万円かかるというふうにお聞きしました。そういうことからいけば3,000円という助成額は、少ないんではないか。下関市はこれ4,000円

でございますので、この辺の検討もお願いしたいと思います。

それで地域猫活動については、確かに難しい面がありますが、これは東京の台東区について、獣医公衆衛生研究という、そういう専門の雑誌、昨年9月号ですが、やはりある程度時間がかかりますけれども、半減に要した年数ということで、猫の苦情相談件数は3年で半分になる。路上の猫の死体の数は7年かかるけれども、半分になると。猫の引き取り頭数は、やっぱり8年かかるけれども、半分になっていくと。こういった形の、10年間、こういった取り組み、粘り強い細かな取り組みがされておりますが、こういったものも参考にして、今後まだ新年度から新しく始められるということでもありますので、そういったことも研究して進めていただきたいということを要望して、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○副議長（安村 政治君） 以上で、7番、田中健次議員の質問を終わります。

○副議長（安村 政治君） 次は8番、清水浩司議員。

〔8番 清水 浩司君 登壇〕

○8番（清水 浩司君） 皆さん、こんにちは。会派「自由民主党市政会」の清水浩司でございます。それでは通告の順に従って、維新150年に係る取り組みについて、土石流被害対策について、この2件について、お聞きいたします。

私の一般質問は、今回は17回目になりますが、今回初のトリを務めることになりました。どうぞよろしく願いいたします。

今回の内容についてですが、私は実は、体育の教師か歴史の教師になりたかったぐらい、歴史の大好きな人間でございます。今回初めて、その歴史に関する内容で一般質問をさせていただきます。

防府市では、平成30年度の明治維新150年プロジェクトに向けた取り組みが始まります。市民総ぐるみによる手づくりの「幸せますのおもてなし」が計画されております。明治維新は一朝一夕になされたものではありません。明治維新に至る道には、多くの志士の血が流れています。その中で、池田屋事件はその序章とも言えるかと思えます。この池田屋事件を起こした新選組は、子母澤寛の「新選組始末記」や、司馬遼太郎の「燃えよ剣」、あるいはつかこうへいの「蒲田行進曲」など、映画やテレビで何度も取り上げられています。そしてそのドラマの中のクライマックスシーンで使われるのが、池田屋事件です。

1863年8月18日の政変で京を追われた長州藩では、久坂玄瑞や高杉晋作らが情報収集のために京に潜伏していました。そして長州、土佐、肥後の志士たちは、1864年

6月20日、御所に火を放ち、中川宮——この中川宮というのは、一橋慶喜、後の15代将軍徳川慶喜の支持者であります——この中川宮を幽閉し、一橋慶喜、松平容保を暗殺、孝明天皇を長州に連れていく計画を立てました。

この計画は、長州藩の密偵、古高俊太郎を捕縛した新選組が知ることとなり、元治元年6月5日夜10時ごろ、三条小橋西入ルにある池田屋にいる尊王攘夷派の志士40名を発見した新選組は、近藤、沖田、永倉、藤堂の4名で切り込み、吉田稔麿や吉田松陰の盟友であった、肥後の宮部鼎蔵ら7名を斬殺、23人が捕縛されました。

長州藩は多くの志士を失ったことで、この事件に激高した長州藩の強硬派に引きずられる形で上洛し、禁門の変を起こしました。禁門の変は、蛤御門の戦いとも言われております。そしてその後の鳥羽伏見の戦い、戊辰戦争につながるきっかけになったと言われております。

池田屋事件では、最初に討ち入った新選組の中に土方歳三がいました。その後、土方は戊辰戦争の最後の地、函館五稜郭の戦いで腹部に銃弾を受け戦死します。その土方とともに戦った榎本武揚は、幕臣ながらその才と経歴を買われ、新政府に請われ要職につき、初代逓信大臣、農商務大臣、文部大臣、外務大臣と、各大臣を歴任し、後年、私の母校、東京農大の前身である徳川育英学農業科をつくった人物です。

池田屋事件に戻りますが、襲撃された志士の中に、小野の鈴屋出身で、宇佐八幡宮宮司の家系に育った佐伯稜威雄という人物がおります。近世防長人名辞典から引用しますと、名は靱彦、鈴屋村八幡社の神職なり。国学に通じ、歌道に達す。人と為慷慨義を重んず。文久3年8月18日堺町御門の変——この堺町御門の変というのは、長州藩が堺町御門守備の任を解かれ、7人の公卿とともに朝廷から追放されたこの変であります——あり、日夜、憂憤止まず、八幡隊に入り、報効を起せり、古高俊太郎の紹介を以て専ら機密を探る。

元治元年6月5日、吉田稔麿、杉山松助らと池田屋に会し策を講ずるに、新選組進撃するところとなり、格闘の末、重創を崇り、縛につき六角獄に囚われ、慶応元年6月4日斬殺。享年42歳。明治21年5月合祀。大正4年11月贈従五位。

この佐伯稜威雄の末裔が住んでいたカヤぶきの家屋は今も現存しており、私宅から600メートルのところにあります。

この神職についていた宇佐八幡宮の参道脇には、顕彰碑が建っています。

当宮の祠官で本名を靱彦といい、鈴木高靱に就いて国典を学び八幡隊に入り、兄徳永秀之と共に山口に久坂玄瑞を訪ね、名を宮藤主水と変じ共に京都に入った。元治元年6月5日池田屋に於いて吉田稔麿、杉山松助等と討幕を謀議中、新選組に察知され、六

角の獄に囚われ翌慶応元年6月4日斬殺された。享年42才辞世の句は、「いとはしな
太刀のやきはにかかるとも かねてかためし大和魂」

この宇佐八幡宮は宇多天皇の御代、寛平3年、当地の住人、佐々木徳寿丸が八幡宮の
総本社鎮西宇佐神宮に参籠、御神璽を供奉し、八笈岳中程の伊勢山に鎮祭した。その後
643年を経た後、奈良天皇の天文2年、八幡宮の御神璽が現在の社地の大岩上に御飛
座の神変出現したので、久満佐渡左衛門尉重友が建立した。平成15年齋行の1725年
記念大祭記念事業として、建築当時の茅葺屋根を再現。御神殿には、元禄時代の建築様
式が随所に見られ、貴重な文化遺産として市の文化財に指定されている。

と、宇佐八幡宮のパンフレットに記載されております。

また秋の宇佐八幡宮例祭では、室町時代に山口に逃れた足利将軍を慰めるために舞った
とされる防府市指定無形民俗文化財の腰輪踊りを奉納しております。また、宝物も多数あり、
天より降ったという言い伝えがある「大鈴」、豊臣秀吉が朝鮮出兵の際に陣太鼓として
使用したもので、毛利氏より奉納されたとも言われている「太鼓」、「八幡縁起式巻」
などがあり、由緒ある神社です。

そこでお聞きいたします。明治維新150年事業の取り組みの中で、小野出身の志士、
佐伯稜威雄や、氏とゆかりのある宇佐八幡宮を取り上げていただきたく存じます。

この件に関していかがでしょうか。御回答いただきたく存じます。

○副議長（安村 政治君） 清水浩司議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

本市における明治維新150年事業の取り組みにつきましては、防府市明治維新
150年プロジェクトとして市民の意識啓発・機運醸成、未来を担う人材育成、話題性
のある観光プログラムの創出の3つの取り組みを柱とする「ほうふ観光維新」と銘打った諸
事業を展開しているところでございます。

このうち、当プロジェクトの中核的な取り組みとして、防府市全域を博覧会会場と見立
て、まち歩きイベントや地元ならではの食の体験、和文化や芸術作品とのふれあいなど、
さまざまな体験プログラムを集中開催する「ほうふ幸せますまち博」を今年度は10月か
ら11月にかけてプレ開催し、明治維新150年を迎える平成30年度におきましては、
プレ開催での検証を踏まえることで、内容を充実させ、本格開催することとしております。

さて、明治維新150年事業の取り組みの中で、小野出身の志士、佐伯稜威雄や、氏と
ゆかりのある宇佐八幡宮を取り上げてほしいとの御提案でございましたが、本市は幕末期
に長州や薩摩の一大兵力が集結し、三田尻から京都へ倒幕のため東上するなど、幕末激動

の舞台となりましたことや、数多くの幕末維新期にゆかりのある人物がかかわりを持つ地として知られております。

このような中、明治維新150年を契機として、郷土ゆかりの人物の足跡に再び光をあて、その功績を広く発信するとともに、地域の暮らし、祭り、自然といった誇るべき地域の宝を活用し、交流人口の拡大につなげることこそ、本市が目指す「ほうふ観光維新」の姿であると考えております。

小野地域の皆様による佐伯稜威雄顕彰の機運にあわせ、来年度に本格開催する「ほうふ幸せますまち博」におきまして、地域の皆様が宇佐八幡宮を舞台とした歴史探訪ツアーをつくり上げられ、地域の皆様がまち博プレーヤーとして活躍していただけるようしっかりと支援してまいりますので、よろしく願い申し上げます。

以上、答弁申し上げます。

○副議長（安村 政治君） 清水議員。

○8番（清水 浩司君） 前向きなる御答弁いただきまして、大変ありがとうございます。

先ほどまち博プレーヤーということで、このような人物については、小野地域、特に鈴屋においてはお手伝いしてもらえるプレーヤーがたくさんおりますので、ぜひこの行事に、私たち鈴屋地域としても加わっていきたいと思っております。

最後に要望となりますが、先ほどの佐伯稜威雄は、明治維新においては当市で有名なる楫取素彦さんや野村望東尼、このような防府市のゆかりの志士と、従五位という位も賜っているようでございますので、ぜひ同等に近い、あるいは並ぶような位置づけをしていただけたらと、このように思っております。

宇佐八幡宮は、防府市のホームページともリンクされているようでございます。今後は案内表示板や、関連グッズの開発や販売などにも前向きに御協力していただきたいと、このように要望いたしまして、この項は終了させていただきます。

次入ります。先ほどから、和田議員そして田中健次議員、先般は宇多村議員も質問されております。関連になりますが、土石流災害について具体的にお伺いいたします。

九州北部豪雨災害から早くも2カ月が経過いたしました。その折には、防府市からも山口県災害援助隊に18名の方が加わり、活動していただいております。災害派遣に行っていた消防関係の皆様、大変お疲れさまでございました。

山口県では、台風19号、あるいは台風18号以来、被害の出る台風は来ておりませんが、そのかわりに豪雨災害が多発するようになってきております。今回の朝倉市、東峰村、日田市の周辺では、豪雨により発生した土石流で40人以上の死者が出ております。大量の降雨が発生したのは、積乱雲が発達して、帯状に連なる線状降水帯が原因です。7月

5日の雨量は、516ミリに達しております。また、450カ所の土砂崩れが発生し、そのほとんどが浅い部分が崩れる表層崩壊でした。

どうすれば土砂災害を抑えられるか、現地調査をした専門家からは、土砂や流木を食いとめるには、砂防ダムの必要性を指摘する声が上がっています。今回の豪雨災害については、29年8月6日付読売新聞に、東京大学片田敏孝特任教授の記事が掲載されておりました。記事によると、「突然発生する線状降水帯から適切に避難することは難しい。今回の九州北部豪雨では、福岡県朝倉市で5日午後1時28分に記録的短時間大雨情報が発表された。この段階では、死者、行方不明者40人超の大災害になると予測できた住民、あるいは研究者はいないだろう。事態が深刻化する前に、安全な避難経路と避難場所を確認することが大切だ。単独で避難するのが危険な高齢者は、地域で支える必要がある」と記してあります。

御存じのように、小野地域は中央部を一級河川佐波川が流れており、古来より佐波川洪水に悩まされてまいりました。昭和26年の大規模な佐波川洪水、21年の土石流災害を経験しております。そのため防災への意識は高く、既に資格をとった7人の防災士を中心として、地域をあげての防災訓練を26年度、27年度、28年度、29年と実施しております。ちなみに私は4回とも防災本部長を務めました。この訓練においては、400人余りが訓練に参加しております。多くの参加者がいるのは、今後、異常気象により佐波川流域でも大規模な災害が発生する可能性があるのではないかと危惧しているからだと思えます。

山口県は、水に弱く崩れやすい真砂土が広く分布しております。土砂災害危険地帯は、全国的に見ても、広島、島根に続いて、全国で第3位です。

そこでお聞きいたします。市内の土石流危険箇所の把握はなされておりますか。危険箇所における砂防ダムの建設予定はありますか。以上、この2点について、お聞きいたします。よろしく申し上げます。

○副議長（安村 政治君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） 御質問にお答えいたします。

まず1点目の市内の土石流危険箇所の把握はなされているか、についてのお尋ねでございますが、平成29年6月30日現在、市内には山口県が指定した土砂災害警戒区域、いわゆるイエローゾーンの指定が281カ所ございます。このうち、土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンでございます。これの指定地が231カ所となっております。

これらの箇所につきましては、防災マップ土砂災害編に記載しており、平成27年4月に、全戸配布したところでございます。また、市民の皆様に対しまして平成29年1月よ

り2月にかけて、土砂災害特別警戒区域の説明会を実施し、周知を図っているところでございます。これらの説明会は、15の地域で行いまして、多くの市民に御参加いただいたところでございます。

次に、2点目の危険箇所における砂防ダム建設予定はあるか、についてのお尋ねでございます。今、議員が砂防ダムと言われましたが、正式には砂防堰堤と申しますので、私はこれ以降、堰堤という言葉で御説明いたします。

平成21年の豪雨災害以降、国の直轄工事をはじめとして、多くの堰堤が建設、設置されたところでございます。箇所数といたしましては、国直轄事業が5カ所、山口県事業が33カ所であり、合計38カ所で事業が完了しております。現在、山口県の通常砂防事業といたしまして、砂防堰堤の工事につきましては、牟礼の上坂本東大川、上右田の峪東谷川の2カ所でございます。

砂防堰堤の設計につきましては、下右田の右田ヶ岳中谷川、真尾の石原南谷川の2カ所を実施しておるところでございます。今後の砂防堰堤の建設につきましては、地元の要望を考慮いたしまして、山口県が事業を進めることとされております。

以上、御答弁申し上げました。

○副議長（安村 政治君） 清水議員。

○8番（清水 浩司君） どうも御回答ありがとうございました。

予定が何カ所かあるようでございますが、なぜこういうことを質問するかというと、21年災害の時の高砂のあった川ですね、上田南川。この上田南川は、実は砂防堰堤の建設予定があった。予定があったんですが、多分まだ住民の同意が十分得られなかったせい何か、災害があった2年後ぐらいにやる予定だったということで、そういうふうに危険なところについては、やはり住民の同意も必要かと思いますが、行政のほうでもしっかりと指導していただきたい。特に今、たくさんレッドゾーン231カ所あるというようなことも聞いておりますし、やはり住民と行政がしっかりと情報交換をして、危険なところは早くかかっていたきたいと、このように要望いたします。

ここでちょっと再質問させていただきますが、治山堰堤と砂防堰堤の違いというのは、わかれば教えていただきたいと思えます。

○副議長（安村 政治君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） お答えいたします。

砂防堰堤と治山堰堤の違いという御質問ですが、砂防堰堤、こちらの目的でございます。こちらはまず、流れる土砂をせきとめ、調節すること。それから川への土砂の流出を防ぐこと。それから砂防法に基づき、砂防指定地で行うこと。それから河川から流れ出た土砂

で、生命や財産が奪われることを防ぐためのものがございます。

一方、治山堰堤、こちらの目的でございます。1つとして、森林の維持造成を図ること。山からの土砂の流出、山地災害を防ぐこと。森林法に基づき、保安林のその地内で行うこと。それから森林を造成するための植栽工事や、森林の健全化のための下刈り、間伐も同時に行うこともございます。

以上でございます。

○副議長（安村 政治君） 清水議員。

○8番（清水 浩司君） どうもありがとうございました。何となくわかりました。

もう1点お聞きします。この砂防堰堤、あるいは治山堰堤において、土砂が堆積した場合の対応はどのようになっておりますか。それからもう1点、流木のリスクについては、どの程度把握されておりますか。特に今回の朝倉市が、流木がたくさん発生したということをお聞きしておりますが、この2点について、お聞きいたします。

○副議長（安村 政治君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） お答えいたします。

まず土砂が堆積した場合の対応についてでございます。砂防堰堤が完成し、年月を経ますと、堰堤の裏側に土砂が堆積し、また流木がかかり滞留という状態が起こります。水通しという、真ん中に水が流れ出るというものがございますが、それをこす土砂の滞留が起こった場合、原則滞留しました土砂を取り除きますが、場合によっては、滞留した堰堤の上流あるいは下流、どちらかに新しい堰堤を建設するということが行われます。

次に、流木のリスクは把握できているのか、という御質問でございますが、一般的に土砂災害が起こる際、谷筋の流れやすい土砂と合わせて、根の張らない針葉樹も一緒に流れる確率が高いことが分かっております。山口県が作成しました、山口地域森林計画書によりますと、防府市内には約9,660ヘクタールの森林があり、そのうち杉、ヒノキ、松類の針葉樹は約5,700ヘクタールございますが、土砂災害警戒区域にどの程度あるのかについては、把握はいたしておりません。

議員御承知のとおり、平成21年7月の豪雨災害以降、本市には砂防事業及び治山事業により、堰堤が数多く施工されており、今後このような施設が増えることにより、流木による災害は軽減されると考えておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○副議長（安村 政治君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） 補足して、治山堰堤でございますが、これは基本的には土砂を取り除くということはいたしません。もとの山に戻すというようなイメージを持っていただければと思います。以上でございます。

○副議長（安村 政治君） 清水議員。

○8番（清水 浩司君） どうも御回答ありがとうございました。

治山堰堤というのが、従来の堰堤だったんですね。そして最近、先ほど今、部長の言われた間にすき間がある、これが最近のスリット式の堰堤ということで、スリット式の堰堤の場合は、やはり必ず土砂を取り除くことによって、下流の住民が安心できるというようなことで、つくっただけではなくて、必ずこれの土砂を取り除くというのが、砂防堰堤の役割かと思っておりますので、今後とも我々住民も含めて、しっかりと土砂のたまり具合については、チェックしておく必要があるように思います。

最後に、要望でございますが、先ほどから申し上げてますように、非常に最近、世界中が異常気象でございます。特に今回のアメリカのハービーとかイルマとか、超巨大ハリケーンが発生しております。日本でもまたいつ19号や18号並みの台風が来ないとも限りません。そのためにも、気象に関する専門知識を持つ気象予報士の活用が必要かと思っております。これについては今後も防府市も、この点についても検討していただくことを要望して、私の質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○副議長（安村 政治君） 以上で、8番、清水浩司議員の質問を終わります。

○副議長（安村 政治君） これをもちまして、通告のありました一般質問は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は、9月29日午前10時から開会いたします。その間各常任委員会におかれましては、よろしく御審査のほどお願いいたします。

なお、お疲れのところ大変申しわけございませんが、14時30分から、議会運営委員会を開催いたしますので、関係の方々は第1委員会室に御参集ください。

お疲れさまでした。

午後2時20分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成29年9月12日

防府市議会 議長 松 村 学

防府市議会副議長 安 村 政 治

防府市議会 議員 宇多村 史 朗

防府市議会 議員 和 田 敏 明

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成29年9月12日

防府市議会 議長

防府市議会副議長

防府市議会 議員

防府市議会 議員